

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定	平成25年5月16日	25食産第599号
一部改正	平成26年3月24日	25食産第4771号
一部改正	平成27年2月3日	26食産第3839号
一部改正	平成27年4月9日	26食産第4670号
全部改正	平成28年4月1日	27食産第5895号
一部改正	平成29年3月27日	28食産第5839号
一部改正	平成29年3月31日	28食産第6074号

目次

- 第1 趣旨
- 第2 目的
- 第3 事業の実施等に関し必要な事項
- 第4 事業の実施
- 第5 事業実施等の手続
- 第6 国の助成措置
- 第7 事業実施状況の報告
- 第8 成果目標の達成状況の評価
- 第9 その他
- 附則

- 別記1 支援体制整備事業
- 別記2-1 推進事業のうち事業者タイプ
- 別記2-2 推進事業のうち地域タイプ
- 別記3-1 整備事業のうち事業者タイプ
- 別記3-2 整備事業のうち地域タイプ
- 別記3-3 整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い
- 別記3-4 整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

(様式関係)

- 別紙様式第1号 6次産業化ネットワーク活動交付金(支援体制整備事業)実施計画書
別紙様式第2-1号 6次産業化ネットワーク活動交付金(推進事業のうち事業者タイプ)実施計画書
別紙様式第2-2号 6次産業化ネットワーク活動交付金(推進事業のうち地域タイプ)実施計画書
別紙様式第3-1号 6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち事業者タイプ)実施計画書
別紙様式第3-2号 6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち地域タイプ)実施計画書
- 別紙様式第4号 都道府県等の妥当性協議
別紙様式第5号 6次産業化ネットワーク活動交付金の事業実施状況報告及び評価報告
別紙様式第6号 相談者カルテ
別紙様式第7号 6次産業化プランナーに関する満足度調査
別紙様式第8号 6次産業化プランナーの活動実績一覧表
別紙様式第9号 特認団体認定申請書
別紙様式第10号 6次産業化ネットワーク活動交付金における特認団体に係る認定協議
別紙様式第11号 6次産業化プランナー登録者
別紙様式第12号 6次産業化プランナー派遣実績
別紙様式第13号 6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届
別紙様式第14号 契約に係る指名停止等に関する申立書
別紙様式第15号 事業収益状況報告書(事業者タイプ・地域タイプ共通)
別紙様式第16号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する交付決定前着工届
別紙様式第17号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する入札結果報告・着工届
別紙様式第18号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する竣工届
別紙様式第19号 6次産業化ネットワーク活動整備交付金で取得又は効用の増加した施設等の増築(模様替え、移転、更新等)届
別紙様式第20号 費用対効果分析(投資効率)

第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物をはじめとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいいます。）が、流通業者、食品事業者等の2次、3次産業の様々な事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消（以下「6次産業化等」といいます。）の取組は、農林漁業者の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものです。

このような6次産業化等の取組を拡大していくためには、農林漁業者等と地域の様々な事業者等が結びつきを強め、ネットワークを形成することにより、事業者間のマッチングを促進し、消費者や実需者のニーズに即した新たな商品の開発、販路の開拓などの取組を行うことが必要です。

また、その取組を地域の活性化等につなげていくためには、地域の創意工夫により、地域が持つ魅力を最大限に活かしながら取組を進めて行くことが重要です。

このため、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（以下「本要綱」といいます。）を制定し、6次産業化ネットワーク活動交付金（以下「本交付金」といいます。）により、農林漁業者等と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援します。

第2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」といいます。）は、第1の趣旨を踏まえ、多様な事業者等の連携の下で、農山漁村が有する地域資源の価値を向上させ、消費者等に提供していく6次産業化等の推進に資することを目的として行うものとし

ます。

第3 事業の実施等に関し必要な事項

本事業の実施に関し必要な事項については、第4から第9までに定めるもののほか、次の（1）から（3）までに掲げる事業ごとに、別記に定めるところによるものとします。

（1）支援体制整備事業 別記1

（2）推進事業

① 事業者タイプ 別記2-1

② 地域タイプ 別記2-2

(3) 整備事業

- ① 事業者タイプ 別記3-1
- ② 地域タイプ 別記3-2

第4 事業の実施

- 1 事業実施主体は、農林漁業者と加工、流通等を担う多様な事業者によるネットワークを構築するとともに、具体的な成果目標を定め、その達成に向け、地域の実情に応じて本事業を実施するものとします。
- 2 整備事業を実施する事業実施主体は、過剰な機械、施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとします。
- 3 整備事業を実施する事業実施主体は、別記3-3の整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに従うものとします。
また、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記3-4に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとします。

第5 事業実施等の手続

- 1 事業実施主体（都道府県を除きます。）は、次の（1）から（3）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、又は作成した事業実施計画を変更したときは、都道府県知事に提出するものとします。なお、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の（1）から（3）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式の別添により、事業実施計画を作成するものとします。
また、都道府県及び市町村並びに特別区以外の者が事業実施主体の場合は、都道府県知事の定めるところにより、当該事業実施主体が主として事業を実施する市町村又は特別区（以下「市区町村」といいます。）の長を経由して都道府県知事に提出することができるものとします。

(1) 支援体制整備事業 別紙様式第1号

(2) 推進事業

- ① 事業者タイプ 別紙様式第2-1号
- ② 地域タイプ 別紙様式第2-2号

(3) 整備事業

- ① 事業者タイプ 別紙様式第3-1号
- ② 地域タイプ 別紙様式第3-2号

2 都道府県知事は、1の規定により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となり作成した事業実施計画を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4-1号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所轄する地方農政局長をいいます。以下同じです。）に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとしします。

3 事業実施主体（都道府県及び市区町村を除きます。）は、1の規定にかかわらず、別記1の第1の1の市区町村戦略を定めた市区町村（事業年度末までに定めることが確実である市区町村を含みます。以下「戦略策定市区町村」といいます。）の長に、事業実施計画を提出することができるものとしします。戦略策定市区町村の長は、提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となり作成した事業実施計画を踏まえ、市区町村事業実施計画（以下「市区町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第4-1号により都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うことができます。

4 都道府県知事及び戦略策定市区町村の長（以下「都道府県知事等」といいます。）は、都道府県計画又は市区町村計画に次に掲げる（1）から（5）の変更が生じた場合は、別紙様式第4-2号により地方農政局長等に提出し、その内容の妥当性について協議を行うものとしします。

ただし、変更の内容が成果目標の達成に資するものであり、以下の（1）から（5）のいずれにも該当しない場合には、本事業の範囲内で取組内容等を変更することができるものとしします。

（1）事業実施主体の変更

（2）成果目標の変更

（3）別記1及び別記2-1に定める特認団体又は都道府県若しくは戦略策定市区町村が実施する事業内容の変更

（4）新商品の変更（整備事業の事業者タイプに限ります。）

（5）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」といいます。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工連携促進法」という。）第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業

計画（以下「認定農商工等連携事業計画」といいます。）の変更に伴い必要となる変更（整備事業の事業者タイプに限ります。）

第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施並びに都道府県及び戦略策定市区町村による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付します。
- 2 国は、都道府県及び戦略策定市区町村に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事等に対し、交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができます。

第7 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事等に報告するものとします。
なお、支援体制整備事業及び推進事業を実施した事業実施主体にあつては、事業実施年度及び目標年度における報告の際、事業実施計画（別紙様式第1号別添、別紙様式第2-1号別添及び別紙様式第2-2号別添）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付することとします。
- 2 1の事業実施状況の報告書は、次に掲げる項目について、定量的な根拠に基づいて具体的に作成するものとします。
 - (1) 事業の実施状況に関する一般的な項目
別紙様式第5号に規定されている項目
 - (2) 事業の効果及び改善方策に関する項目
事業の効果、事業実施後の課題及び改善方策
 - (3) その他必要な項目
- 3 都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとします。
- 4 都道府県知事等は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況について、別紙様式第5号により報告書を作成し、当該年度の翌年度の9月末までに、

地方農政局長等に報告するものとします。

- 5 4の規定による報告を受けた地方農政局長等は、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事等を指導するものとします。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を報告を受けた年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとします。

- 6 地方農政局長等は、都道府県知事等に対し、4の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとします。

第8 事業の成果の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業を実施したことによって得られた成果について評価し、その内容について報告書を作成して都道府県知事等に報告するものとします。

- 2 1の事業の成果の評価の報告書の作成は、第7の2に準じて行うものとします。

- 3 都道府県知事等は、事業実施主体から1の規定による事業の成果の評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとします。

- 4 都道府県知事等は、1の規定により報告を受けた事業の成果の評価について、別紙様式第5号により報告書を作成し、目標年度の翌年度の9月末までに、地方農政局長等に報告するものとします。

- 5 4の規定による報告を受けた地方農政局長等は、その内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとします。

また、必要に応じ、この評価の結果を踏まえ、都道府県知事等を指導するものとします。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容を評価年度の12月末までに食料産業局長に報告するものとします。

第9 その他

都道府県及び市区町村は、本事業の実施に当たって、確認すべき事項がある場合は、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総

合事務局、その他の都府県にあつては当該都府県を所轄する地方農政局をいいます。以下同じです。)に照会することができます。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行します。
- 2 第5の4の(4)の規定は、この通知による改正前の本要綱により実施した事業についても、適用します。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この要綱は、平成29年3月27日から施行します。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例によるものとします。

支援体制整備事業

第 1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとします。

1 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県又は市区町村は、事業実施主体の管轄する区域内の農林漁業者等の組織する団体、担い手農林漁業者、食品産業の事業者その他の商工業者、金融機関、国等の関係行政機関等の参加を得て協議会（以下「6次産業化・地産地消推進協議会」といいます。）を組織し、次に掲げる事項を含むその区域における6次産業化等の取組に関する戦略（以下それぞれ「都道府県戦略」又は「市区町村戦略」といいます。）を定め、関係機関と連携して戦略に基づく取組を推進するものとします。

その際、農林漁業者等と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした戦略に関する交流会を開催することができるものとします。

（注）「6次産業化・地産地消推進協議会」の名称は、都道府県戦略又は市区町村戦略の策定及びそれに基づく推進等が実施できる組織であれば、実情に応じて別の名称としても構いません。

また、構成員は、地域の実情に応じて選定しても構いません。既存の協議会等を活用することも可能です。

複数の市区町村が統一の協議会を組織する場合は、その協議会の区域で戦略を策定することができます。

（1）その区域内の農林漁業及び6次産業化等についての現状と課題

（注）例えば、市区町村の区域内では、どのような作物がどのくらいの面積で生産されているのか、どのような課題があるのか、現状では、どのような6次産業化等の取組が進められているのか、どのような課題があるのかなどを記載します。

（2）（1）の現状と課題を踏まえた6次産業化等の取組方針（2及び3に掲げる取組の方針を含みます。）

（注）今後、6次産業化等の取組を進める際に、例えば、地域で生産される農産物の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなどのうち、どの分野に力を入れるのか、その取組方針などを記載します。

(3) 今後（５年後程度）の６次産業化等推進の成果目標（売上げ、６次産業化事業者数等）

(注) これまでの６次産業化等の実績、今後の取組方針などを勘案し、例えば、地域内の加工品の売上げ、新商品開発に取り組む事業体数、六次産業化・地産地消法の認定総合化事業計画の事業者数、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「機構法」といいます。）による出資事業体数などの目標値について記載します。

(4) 地域の特性を生かして６次産業化等に取り組む上で重点的に活用を図るべき農林水産物又はそれを原材料として開発及び生産する新商品の種類、当該新商品を生産する際に用いる加工の技術、当該新商品の販路開拓等の方向性

(注) 例えば、地域で生産される農産物の加工・直売に取り組む場合、特に重点的に活用を図る農産物名を記載します。地域の農産物を活用してどのような新商品を開発したいのか、どのような技術を活用したいのか、新商品の販路開拓にどのように取り組むのかなどの方向性について記載します。

(5) 育成を図る６次産業化事業体等の将来像

(注) 例えば、小規模農家等の集団化による集落営農を法人化して、本格的に６次産業化等に取り組む事業体を育成する、農業法人及び地域内の食品事業者等と連携した６次産業化事業体を育成する、女性の力の活用を含め地域ぐるみで６次産業化に取り組む事業体を育成するなどを記載します。

(6) 事業実施主体が６次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援するために行う施策

(注) 例えば、新商品開発、販路開拓、人材育成や、農林漁業者等と２次・３次事業者との交流など、市区町村の単独事業で支援するものなどを記載します。

(7) 国等の支援施策の活用方策

(注) 必要に応じて記載します。

(8) (1) から (7) までに掲げるもののほか６次産業化等を推進するために必要な事項

(注) 必要に応じて記載します。

(交付対象経費)

6次産業化・地産地消推進協議会開催費(講師謝金、講師旅費、資料印刷費等)、
交流会開催費(講師謝金、講師旅費、会場費、資料印刷費等)

2 人材育成研修会の開催

経営感覚を持って6次産業化等の事業に取り組める人材を育成するため、経営、マーケティング、資金調達等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、加工・販売等の実践的な経験を得るため、6次産業化等に取り組んでいる事業者等へのインターンシップ研修を併せて実施します。

なお、講義の内容及び実施期間については平成27年度農山漁村地域ビジネス創出人材育成事業で作成した「農山漁村地域ビジネス創出人材育成プログラム」の内容及び実施期間に従うこととし、インターンシップ研修の実施期間については2週間程度とします。

ただし、人材育成研修会の趣旨を逸脱しない限りにおいて、地域の実情を踏まえた内容及び実施期間を設定しても差し支えないこととします。

また、本研修会取組後に、研修会を受けた農林漁業者等に対し、6次産業化等への取組状況等について、聞き取り調査又はアンケート調査を行います。

(交付対象経費)

人材育成研修会開催費(講師謝金、講師旅費、管理運営費、開催案内印刷・発送費(印刷費、発送費、発送賃金)、会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、テキスト作成費(原稿料、資料印刷費)、インターンシップ研修の実施費(研修生受入れ謝金、研修生保険料)等)

3 農林漁業者等へのサポート活動

支援対象地域(都道府県ごとの地域をいいます。以下同じです。)における6次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援する人材として6次産業化プランナーの選定、登録及び派遣を行います。

また、支援対象地域の拠点において、相談窓口を設置し、農林漁業者等からの相談対応、案件の発掘、本事業の実施に関する情報発信、人材派遣等の日程調整及び進捗管理を行います。

さらに、6次産業化プランナーの派遣に関して、次の(1)から(4)までの取組を実施します。

(1) 相談者カルテの作成

6次産業化プランナーによる支援活動の内容を整理し、支援活動の改善を図るため、6次産業化プランナーを派遣して支援する農林漁業者等について、相談者カルテ(別紙様式第6号)を作成し、その農林漁業及び関連事業の取組内容や収支状況、

並びに6次産業化等に向けた取組についての現状、計画及び課題、並びに支援内容を記録します。

(2) 満足度調査の実施

6次産業化プランナーの評価を行うため、6次産業化プランナーの派遣先に対し、担当した6次産業化プランナーの改善提案、取組姿勢等について、満足度調査（別紙様式第7号）を行います。

(3) 6次産業化プランナーの評価

6次産業化プランナーの選定に活用するため、6次産業化プランナーが作成した相談者カルテの内容及びその派遣に係る(2)の調査の結果に基づき当該6次産業化プランナーの活動の実績を整理してその評価（別紙様式第8号）を行います。

(4) 派遣後の農林漁業者等の取組状況の調査

6次産業化プランナーを派遣した翌年度、派遣を受けた農林漁業者等に対し、課題解決の状況、今後の課題等について、聞き取り調査又はアンケート調査を行います。

調査結果については、相談者カルテ（別紙様式第6号）に記録します。

(交付対象経費)

- ① 選定委員会開催費（委員謝金、委員旅費、資料印刷費等）
- ② 個別相談等実施費（講師謝金、講師旅費、資料印刷費等）
- ③ 事業推進費（企画推進員手当、企画推進員旅費等）
- ④ 事業管理運営費（管理運営員手当、資料印刷費、通信機器類等リース料、通信費、情報提供費、消耗品費等）

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとします。

(1) 6次産業化等に関する戦略の策定

- ① 事業実施主体
都道府県及び戦略策定市区町村
- ② 交付率
定額

(2) 人材育成研修会の開催

- ① 事業実施主体
都道府県、戦略策定市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、

公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、6次産業化・地産地消推進協議会及び当該取組を確実にを行うことができるものとして都道府県知事等が地方農政局長等と協議の上特に認める団体（以下「特認団体」といいます。）であって、研修機能を有するもの

- ② 交付率
定額

(3) 農林漁業者等へのサポート活動

- ① 事業実施主体

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、都道府県、都道府県が組織する6次産業化・地産地消推進協議会及び特認団体

- ② 交付率
定額

2 特認団体は、法人でない団体であって、次に掲げる全ての要件を満たす団体とします。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書（別紙様式第9号）を都道府県知事等に提出します。

4 3の規定による特認団体申請書の提出を受けた都道府県知事等は、別紙様式第10号に当該提出された特認団体申請書（添付書類を含む。）の写しを添えて地方農政局長等に提出することにより、特認団体の認定の協議を求めるものとします。

第3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、事業実施年度を含む3年以内とします。
なお、事業実施年度と目標年度を同一とすることも可能です。

- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定することとします（別表参照）。

第4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 第1の3の農林漁業者等へのサポート活動にあつては、次の①から③までに掲げる要件の全てを満たすものであること。

- ① 事業実施計画が次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

ただし、6次産業化プランナーとして農林漁業者等に派遣された実績がある者（過去の満足度調査における評価が低い者を除きます。）については、引き続き6次産業化プランナーとして選定しても差し支えないものとします。

ア 6次産業化プランナーの選定方針、業務内容、旅費、謝金等を定めた基準を定めること。

イ 学識経験者等を委員とする選定委員会を設置の上、公募により、選定基準に従って専門分野別に6次産業化プランナーを選定するものであること。

ウ イの選定基準が、新商品の販路開拓、農林水産物等の加工技術、新商品企画等6次産業化等に取り組む農林漁業者等が直面することが多いと考えられる課題の解決に資する専門的な知識及び経験を有する者を選定可能な基準であること。

エ 6次産業化プランナーの選定が書類審査及び面接により実施されるものであること。

オ 取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年7月1日付け農林水産省告示第1675号）に従い、適正に取り扱うこととされていること。

また、6次産業化支援活動の実施を通じて得た情報のうち、農林漁業者等が秘密として管理している生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないもの（以下「営業秘密」といいます。）を漏えいさせないための措置が講じられていること。

さらに、6次産業化プランナーがその在任中及び離任後、その業務に関して知り得た個人情報及び営業秘密の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないようにするため、6次産業化プランナーとしての登録に当たり、秘密保持に関する誓約書を提出させることとされていること。

カ 支援対象地域のニーズに応じた事業を実施する内容であると認められること。

キ 事業を実施する支援対象地域には1か所以上の常設の拠点（常時、支援対象地域における本事業の業務実態を把握している担当者に連絡を取ることが可能

な事務所等)が設置されていること。

- ② 経験豊富なスタッフが事業の進行管理を行える体制となっていること。また、経理については、複数の者によるチェック体制が確立されていること。
- ③ 活動内容等について、広く農林漁業者等への周知・情報提供が可能な取組となっていること。

(2) 国、地方公共団体を始めとした関係機関や地域の多様な人材との連携体制が構築されていること。

(3) 組織の財務状況について、事業を遂行するに当たり安定した事業運営が可能であること。

2 事業の実施に関する事項

(1) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会のうち都道府県段階におけるものについては、財務局、経済産業局及び地方運輸局並びにその都道府県の区域を営業範囲とする支援対象事業活動支援団体（機構法第21条第1項第2号に規定する支援対象事業活動支援団体をいいます。）の参加を求めるものとします。

(2) 第1の1の6次産業化・地産地消推進協議会の開催に当たっては、地域の実情を踏まえ、学校給食関係者、病院・福祉施設関係者、直売所関係者、観光事業者、食品事業者、大学・介護施設等の関係者等の参加を得て、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針等の検討を行うものとします。

(3) 市区町村は、以下の内容をその市区町村戦略に定めるものとします。

- ① 別記2-2の第1の3の施設給食における地場産農林水産物等（事業実施主体である市区町村（事業実施主体が市区町村協議会である場合にあつては、当該市区町村）の区域を含む都道府県の区域において生産された農林水産物及びその農林水産物を原材料として製造された加工品をいいます。以下同じです。）の利用拡大に取り組もうとする場合は、学校給食等における地場食材の利用拡大の取組方針、目標等
- ② 別記2-2の第1の4の直売所の売上げ向上に向けた多様な取組に取り組もうとする場合は、直売所の売上げ向上に向けた取組方針、目標等
- ③ 別記2-2の第1の5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発に取り組もうとする場合は、スマイルケア食（新しい介護食品）の開発等の取組方針、目標等

(4) 第1の2の人材育成研修会の開催に当たっては、事業実施主体（事業実施主体が都道府県及び戦略策定市区町村以外の者である場合に限り、その実施する研修会の内容及び実施期間について、都道府県又は戦略策定市区町村と協議するものとします。

(5) 第1の3の農林漁業者等へのサポート活動においては、次の①から④までに掲げる要件の全てを満たすものとします。

① 次のアからオまでに定めるところに従い、適切な進行管理を行うとともに、農林漁業者等が求める支援内容に十分対応できるよう国、都道府県、6次産業化中央サポートセンター等との連携を図るものとします。

ア 相談者カルテの作成に当たっては、六次産業化・地産地消法第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等に派遣される場合には、国がフォローアップにおいて作成した当該農林漁業者等に係るモニタリングシートの提供を受け、活用するものとします。

派遣された6次産業化プランナーは、派遣の都度、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策の内容について整理し、相談者カルテに記載するほか、相談者カルテの情報を適宜更新し、事業実施主体に提出するものとします。

なお、相談者カルテについては、原則として別紙様式第6号を使用するものとしますが、別紙様式第6号において記載することとされている情報と同様の水準の情報を確認することが可能であれば、独自の様式を用いて差し支えないこととします。

イ 翌年度に事業実施主体が変更される場合においても、支援活動を後年度にわたって円滑に行うことができるよう、相談者カルテ及び6次産業化プランナーの評価に関する情報の引継ぎを適切かつ確実に行うものとします。

また、事業実施主体が6次産業化中央サポートセンターと連携して支援を行う場合には、相談者カルテ及び満足度調査シートに記載された個人情報又は営業秘密の提供について、あらかじめ本人の同意を得た上で、6次産業化中央サポートセンターと共有するものとします。

ウ 6次産業化プランナーに対する評価の情報については、今後の6次産業化プランナーの選定に活用するため、翌年度に農林漁業者等へのサポート活動の運営を行う事業実施主体に対し、適切かつ確実に引継ぎを行うものとします。

エ 6次産業化プランナーの登録状況及び派遣実績に関する報告書を、四半期ごとに別紙様式第11号及び別紙様式第12号により作成し、当該各四半期の翌四半期の初日から15日以内に地方農政局長等に提出するものとします。

オ エに定めるもののほか、6次産業化推進施策の見直し等に活用するため、国又は都道府県が求めたときは、相談者カルテ、満足度調査及び6次産業化プランナーの評価に関する情報を提供するものとします。

- ② 第1の3の(4)の調査後に、課題解決に至っていない事案について、要因分析を行うとともに、事後フォローを行うものとします。
 - ③ 特定の農林漁業者等や企業、団体のみの利益追求のために実施するものではないため、事業実施主体及び6次産業化プランナーは、本事業の実施に当たり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとします。
 - ④ 事業全体の責任者である統括企画推進員、事業実施に係る企画立案を行う企画推進員及び経理責任者を定め、事業執行体制を構築するものとします。
- (6) 事業実施主体は、本事業に関して知り得た業務上の秘密を、事業期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならないものとします。
また、事業実施主体は、事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- (7) 事業実施主体（都道府県が事業実施主体である場合を除きます。）は、事業の進行状況等を都道府県知事に随時報告するほか、都道府県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとします。
- (8) 事業の目的を達成するために、都道府県知事は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うものとし、事業実施主体はこの指示に従わなければならないものとします。
この場合において、都道府県知事は、都道府県戦略及び六次産業化・地産地消法第41条の規定に基づく地産地消促進計画の内容に則した指示を行うものとします。
- (9) 人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとします。

3 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- (1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- (2) 拠点となる事務所の借上経費

- (3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」といいます。）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）の前に発生した経費（4の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除きます。）
- (4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）
- (5) 都道府県及び戦略策定市区町村が事業実施主体となる場合の職員の人件費
- (6) 第1の2の人材育成研修会の研修生の参加に要する旅費（交通費、宿泊費等）
- (7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとします。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事等に提出するものとします。
- (2) (1)のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとします。
また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。
なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとします。
- (3) 都道府県及び戦略策定市区町村は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとします。

- (4) 事業実施主体が都道府県の場合、又は事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合にあっては、(1)の規定中「都道府県知事等」とあるのは「地方農政局長等」とします。

5 契約の適正化

- (1) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の全部又は一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより都道府県知事等の承認を得るものとします。

- ① 委託先
- ② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

- (2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付きなければなりません。

ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

また、6次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25食産第601号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）第13の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙様式第14号）の提出を求めるものとします。

別表

支援体制整備事業における成果目標及び指標の参考例

メニュー名	目 標（○年後）	指 標	単 位
① 6次産業化等に関する戦略の策定	(都道府県)		
	6次産業化の市場規模の拡大	年間販売売上高（又は伸び率）	円（%）
	総合化事業計画の認定件数の増加	総合化事業計画の認定件数	件
	(市区町村)		
	市区町村戦略の策定の増加	市区町村戦略の策定数	件
	6次産業化の市場規模の拡大	年間販売売上高（又は伸び率）	円（%）
② 人材育成研修会の開催	総合化事業計画の認定件数の増加	総合化事業計画の認定件数	件
	新たに新商品の開発に取り組んだ農林漁業者等の増加	農林漁業者等の数	人
	6次産業化等に着手する農林漁業者等の増加	農林漁業者等の数	人
	総合化事業計画の認定件数の増加	総合化事業計画の認定件数	件
	新たに新商品の開発に取り組んだ農林漁業者等の増加	農林漁業者等の数	人
	③ 農林漁業者等へのサポート活動	総合化事業計画の認定件数の増加	総合化事業計画の認定事業者数
	アドバイスを受けた農林漁業者等の問題解決率	問題解決した率	%

推進事業のうち事業者タイプ

第1 事業の内容等

本事業の内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとします。

1 加工適性のある作物導入

新商品の開発に向けて、加工適性のある品種の導入及び栽培方法を変更する際の栽培技術の習得のための講習会受講や試験栽培の実施、ほ場での栽培技術指導を受けるなどの取組を行います。

(交付対象経費)

講習会受講費(講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費)、試験栽培実施費(種苗費、資材費)、栽培技術指導受講費(栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費)等

2 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 新商品開発

国産農林水産物及び当該農林水産物の副産物(以下「国産農林水産物等」といいます。)を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行います。

なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができますものとして。

(交付対象経費)

新商品開発費(試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等)

(2) 販路開拓の実施

新商品として開発された試作品の試食会、試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行います。

また、国産農林水産物等を活用した商品販路を開拓するための商談会等への出展を行います。

(交付対象経費)

消費者評価会実施費(会場借料等)、販路開拓費(商談会等への出展に要する費用等)

第2 事業実施主体等

1 本事業の事業実施主体及び交付率は、次に掲げるとおりとします。

(1) 加工適性のある作物導入

① 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体

② 交付率

定額（事業費の1／3以内（ただし、市区町村戦略（事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含みます。）に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1／2以内）

(2) 新商品開発・販路開拓の実施

① 事業実施主体

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合及び特認団体

② 交付率

定額（事業費の1／3以内（ただし、市区町村戦略（事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であるものを含みます。）に基づいて行われる取組として当該市区町村が認めるものにあつては、事業費の1／2以内）

2 特認団体は、法人でない団体であつて、次に掲げる全ての要件を満たす団体とします。

(1) 主たる事務所の定めがあること。

(2) 代表者の定めがあること。

(3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

(4) 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体として事業実施主体になろうとする者は、事業実施計画の提出の際、特認団体申請書（別紙様式第9号）を都道府県知事等に提出します。

4 3の規定により特認団体申請書の提出を受けた都道府県知事等は、別紙様式第10号に当該提出された特認団体申請書（添付書類を含む。）の写しを添えて地方農政局長等に提出することにより、特認団体の認定の協議を求めるものとします。

第3 目標年度及び成果目標

- 1 事業の目標年度は、事業実施年度を含む3年以内とします。
なお、事業実施年度と目標年度を同一とすることも可能です。
- 2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定することとします（別表参照）。

第4 採択基準等

1 採択基準

- (1) 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築しており、又は構築することが確実であること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 第1の2の(1)の新商品開発にあつては、次の①及び②を満たすものであること。
 - ① 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入れ先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - ② 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
- (6) 第1の2の(2)の販路開拓の実施として行われる試験販売にあつては、次の①及び②を満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入を本事業に係る経費から差し引いて交付金額を計算するものとします。

 - ① 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

② 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

(7) 第1の2の(2)の販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、国が実施する「食」に対する消費者の信頼向上のための施策を推進する取組（いわゆる「FCP」で推進される「展示会・商談会シート」の利用拡大等をいいます。）を実施するよう努めること。

(注)「FCP」とは、消費者の食に対する信頼向上を図るために、食品事業者の意欲的な取組を活性化することを目的に、農林水産省が平成20年度から取り組むプロジェクト（フード・コミュニケーション・プロジェクト）をいいます。

「展示会・商談会シート」とは、展示会・商談会の場で、商品の特性や食品事業者の取組を的確に伝えるためにFCPで開発した共通の様式をいいます。

【参考】<http://www.food-communication-project.jp/>

(8) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、算定すること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができません。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 交付決定の前に発生した経費（3の(1)のただし書により交付決定の前に着手した場合を除きます。）

(4) 交付対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

(5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要し

た経費であることを証明できない経費

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県及び戦略策定市区町村の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事等に提出するものとします。

(2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとします。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとします。

(3) 都道府県及び戦略策定市区町村は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとします。

4 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事等の承認を得るものとします。

ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とします。

- ① 委託先
- ② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければなりません。

ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

また、交付要綱第13の(2)に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙様式第14号）の提出を求めるものとします。

第5 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の(1)の新商品開発に関して、事業を実施することにより発生した以下1～3の収益(以下別記2-1において「事業収益」といいます。)の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別紙様式第15号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後(半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後)2月以内に、本要綱第5の1又は3の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事等又は地方農政局長等に提出するものとします。

- 1 特許権等(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいいます。以下同じです。)の譲渡
- 2 当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた過去1年間の販売実績等
- 3 事業により開発された商品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績等

第6 収益納付

- 1 事業実施主体は、第1の2の(1)の新商品開発に係る事業収益について、相当の収益を得たと認められるときは、(1)又は(2)により算定した額を、都道府県知事等を経由し国庫に納付するものとします。

(1) 事業収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該事業収益の額に、当該事業収益を取得したときまでに新商品開発及び当該新商品の改良に関して交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とします。

(2) 事業により開発された新商品を自ら販売したことにより相当の事業収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とします。

$$E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき事業収益額

$\sum A_i$: 初年度から i 年度までの売上高の累計

$\sum E_i$: 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用(新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用を除きます。)の累計

C : 新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計

D : 新商品開発及び当該新商品の改良に関する交付金の確定額

E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とします。

② i年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から(i-1)年間を経過した日からの1年度間とします。

2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とします。

3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とします。

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。)は、利益等排除の対象とします。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社(事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除きます。以下同じです。)

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格を

もって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。

また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第8 他の施策との関連

本事業の実施にあたっては、以下の施策との連携等に配慮するものとします。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第104号農林水産事務次官依命通知）において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 5 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）に基づく特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別表

推進事業のうち事業者タイプにおける成果目標及び指標の参考例

メニュー名	目 標 (〇年後)	指 標	単 位
①加工適性のある作物導入	加工適性のある作物の作付面積の拡大	作付面積	m ²
	加工適性のある作物を活用した新商品数	新商品の数	件
②新商品開発・販路開拓の実施	新商品の開発数	新商品の数	件
	新商品の製品化	製品化の数	件
	新たな販売先の増加	販売先の数	件
	新商品の販売額の増加	新商品の販売額	円

推進事業のうち地域タイプ

第 1 事業の内容等

本事業は市区町村戦略に基づいて行われる取組です。事業内容及び交付対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとします。

1 加工適性のある作物導入

新商品の開発に向けて、加工適性のある品種の導入及び栽培方法を変更する際の栽培技術の習得のための講習会受講や試験栽培の実施、ほ場での栽培技術指導を受けるなどの取組を行います。

(交付対象経費)

講習会受講費（講習会受講料、受講者旅費、テキスト購入費）、試験栽培実施費（種苗費、資材費）、栽培技術指導受講費（栽培等管理指導謝金、栽培等管理指導旅費）等

2 新商品開発・販路開拓の実施

(1) 新商品開発

国産農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行います。

なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとします。

(交付対象経費)

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）

(2) 販路開拓の実施

新商品として開発された試作品の試食会、試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行います。

また、国産農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行います。

(交付対象経費)

消費者評価会実施費（会場借料等）、販路開拓費（商談会等への出展に要する費用等）

3 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

- (1) 学校、病院、福祉施設その他の施設において提供される給食（以下「施設給食」といいます。）の食材として地場産農林水産物等を使用し、その給食を提供する施設を利用する者の需要に即した新たなメニューや加工品の開発、安全性を確保するための成分分析等を行います。

（交付対象経費）

新たなメニュー・加工品開発費（試作品の開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）

- (2) 地場産農林水産物等を安定的に生産・供給体制を構築するために必要となる事業実施対象地域内の生産量及び需要量等の調査や分析等を行います。

（交付対象経費）

調査・分析費（調査員手当、旅費、資料印刷費等）

- (3) 農林漁業者等や施設給食の関係者等の相互理解を図るためのほ場見学等の研修会を行います。

（交付対象経費）

研修会費（講師謝金、旅費、会場借料、マイクロバスレンタル料、資料印刷費等）

- (4) 地場産農林水産物等の利用の定着を図るため、学校給食において（2）で構築した生産・供給体制の下で納入される地場産農林水産物等や（1）で開発されたメニューや加工品の導入実証を行います。

なお、本取組は、5回分を限度として、新たなメニューや加工品の導入実証を行うことができるものとします。

（交付対象経費）

導入実証費（当該年度の1食当たりの平均単価との差額）、印刷製本費、消耗品費等

4 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組

- (1) 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化、経営改善を図るための検討会や研修会の開催を行います。

(交付対象経費)

検討会・研修会の開催費（委員謝金、旅費、資料印刷費等）

- (2) 直売所で扱う農林水産物等を活用したインバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催を行います。

(交付対象経費)

新商品開発費（試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等）、消費者評価会実施費（会場借料等）

- (3) 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントを行います。

(交付対象経費)

ツアー等の企画費（旅費、資料印刷費等）、イベント開催費（会場借料、資材購入費、印刷製本費等）

5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

- (1) 市区町村（事業実施主体が市区町村協議会である場合にあっては、当該市区町村）の区域の食品事業者、介護関係者等が連携して、地場産農林水産物等を活用した介護食品を開発し、これを普及する取組を行います。

(交付対象経費)

新商品開発費（新商品開発のための研究員手当、開発材料費等）、アンケート作成費、報告書作成費等

- (2) (1) の取組と併せて、介護食品の配食サービスの実証を行います。

(交付対象経費)

配食サービス実証費（通信運搬費等）

- (3) (1) の取組と併せて、地場産スマイルケア食を体験できる農家レストラン・農家民宿モニターツアーを行います。

(交付対象経費)

体験企画費（企画費、運営費等）

- (4) (1) の取組と併せて、介護食品に関する相談窓口及び料理教室を開催する「食と健康サロン」を設置します。

(交付対象経費)

食と健康サロン設置費(会場借料費、相談員謝金・旅費、料理教室開催費、パンフレット作成費等)

(5) (1) の取組と併せて、介護食品の提供方法の実証を行います。

(交付対象経費)

介護食品提供方法実証費(広告印刷費等)

(6) (1) の取組と併せて、普及のためのセミナーの開催を行います。

(交付対象経費)

セミナー開催費(会場賃借料費、講師謝金・旅費、資料作成費等)

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体

戦略策定市区町村、6次産業化・地産地消推進協議会のうち市区町村が組織するもの(以下「市区町村協議会」といいます。)又は市区町村協議会の構成員

2 交付率

定額(事業費の1/2以内(ただし、第1の3の(4)に掲げる取組にあつては、1食当たり40円を事業費の上限とします。))

第3 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、事業実施年度を含む3年以内とします。

なお、事業実施年度と目標年度を同一とすることも可能です。

2 成果目標は、第1の事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定することとします(別表参照)

第3 採択基準等

1 採択基準

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂

行するため適切なものであること。

- (2) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施主体である市区町村（事業実施主体が市区町村協議会である場合にあっては、当該市区町村）が6次産業化・地産地消推進協議会を組織し、かつ、市区町村戦略を定め、又は事業実施年度末までに定めることが確実であること。
- (5) 事業実施主体が市区町村協議会の構成員である場合には、事業の内容が市区町村戦略に基づいて行われる取組であると当該市区町村が認めたものであること。
- (6) 第1の2の(1)の新商品開発にあっては、次の①及び②を満たすものであること。
- ① 国産農林水産物等を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品に新規性を有し、主要原材料の仕入れ先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - ② 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
- (7) 第1の2の(2)の販路開拓の実施として行われる試験販売にあっては、次の①及び②を満たすものであること。
- なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入を本事業に係る経費から差し引いて交付金額を計算するものとします。
- ① 展示会等のブース又は事業実施主体が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - ② 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (8) 第1の2の(2)の販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあっては、国が実施する「食」に対する消費者の信頼向上のための施策を推進する取組（いわゆる「FCP」で推進される「展示会・商談会シート」の利用拡大等をいいます。）を実施するよう努めること。

(注)「FCP」とは、消費者の食に対する信頼向上を図るために、食品事業者の意欲的な取組を活性化することを目的に、農林水産省が平成20年度から取り組むプロジェクト（フード・コミュニケーション・プロジェクト）をいい

ます。

「展示会・商談会シート」とは、展示会・商談会の場で、商品の特性や食品事業者の取組を的確に伝えるためにFCPで開発した共通の様式をいいます。

【参考】<http://www.food-communication-project.jp/>

(9) 第1の3の施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大及び5の地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発にあつては、次の①及び②を満たすものであること。

① 地場産農林水産物等を活用し、かつ、その給食を提供する施設を利用する者又は介護食品の提供を受ける者の需要に即したものであつて、原材料の安定的な生産・供給体制や製造過程における技術的な課題の解決策、価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

② 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

(10) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、算定すること。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであつても、所要額に含めることができません。

(1) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費

(2) 拠点となる事務所の借上経費

(3) 交付決定の前に発生した経費（3の（1）のただし書により交付決定の前に着手した場合を除きます。）

(4) 交付金対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額）

(5) 市区町村職員の人件費

(6) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要し

た経費であることを証明できない経費

3 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として、交付決定に基づき行うものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県及び戦略策定市区町村の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届（別紙様式第13号）を都道府県知事等に提出するものとします。

(2) (1) のただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となつてから、着手するものとします。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとします。

(3) 都道府県及び戦略策定市区町村は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとします。

(4) 事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合にあっては、(1) の規定中「都道府県知事等」とあるのは「地方農政局長等」とします。

5 契約の適正化

(1) 事業実施主体は、他の民間団体等に本事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画に記載することにより、都道府県知事等の承認を得るものとします。

ただし、委託して事業を行わせる場合は、事業費の2分の1を超えない範囲とします。

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、委託契約をする場合は、一般競争に付さなければなりません。

ただし、事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。また、交付要綱第13の(2)

に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙 様式第14号）の提出を求めるものとします。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体は、第1の2の（1）の新商品開発、第1の3の（1）の新たなメニュー・加工品開発、第1の4の（2）の新商品開発及び第1の5の（1）の新商品開発に関して、事業を実施することにより発生した以下の1～3の収益（以下別記2-2において「事業収益」といいます。）の状況について、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、別紙様式第15号により事業収益状況報告書を作成し、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、本要綱第5の1又は3の規定により事業実施計画を提出した都道府県知事等又は地方農政局長等に提出するものとします。

- 1 特許権等の譲渡
- 2 当該特許権等を利用する権利の設定その他事業の成果の供与により生じた過去1年間の販売実績等
- 3 事業により開発された商品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績等

第5 収益納付

- 1 事業実施主体は、第1の2の（1）の新商品開発、第1の3の（1）の新たなメニュー・加工品開発、第1の4の（2）の新商品開発及び第1の5の（1）の新商品開発に係る事業収益について、相当の収益を得たと認められるときは、（1）又は（2）により算定した額を、都道府県知事等を経由し国庫に納付するものとします。

（1）事業収益が発生した場合の納付額は、毎年度ごとの当該事業収益の額に、当該事業収益を取得したときまでに新商品開発及び当該新商品の改良に関して交付された交付金の総額を本事業に関連して支出された新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の総額で除した値を乗じて得た額とします。

（2）事業により開発された新商品を自ら販売したことにより相当の事業収益が発生した場合の納付額は、次の算式により算出した額とします。

$$E_i = \{(\sum A_i - \sum E_i) - (C - D)\} D / C - E$$

E_i : i 年度までに納付すべき事業収益額

$\sum A_i$: 初年度から i 年度までの売上高の累計

$\sum E_i$: 初年度から i 年度までの売上高を得るに要した費用（新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用を除きます。）の累計

- C : 新商品の開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計
- D : 新商品開発及び当該新商品の改良に関する交付金の確定額
- E : 前年度までの納付額

(注) ① 初年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日からの1年度間とします。

② i年度とは、本事業の終了の日の属する決算期の最初の日から(i-1)年間を経過した日からの1年度間とします。

- 2 納付額の上限は、交付された交付金総額から、本事業に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とします。
- 3 収益納付すべき期間は、事業終了年度の翌年度以降3年間とします。

第6 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。)は、利益等排除の対象とします。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格を

もって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第7 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとします。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に基づく特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別表

推進事業のうち地域タイプにおける成果目標及び指標の参考例

メニュー名	目 標（〇年後）	指 標	単 位
①加工適性のある作物導入	加工適性のある作物の作付面積の拡大	作付面積	m ²
	加工適性のある作物を活用した新商品数	新商品の数	件
②新商品開発・販路開拓の実施	新商品の開発数	新商品の数	件
	新商品の製品化	製品化の数	件
	新たな売り先の増加	販売先の数	件
	新商品の販売額の増加	新商品の販売額	円
③施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大	地場産農林水産物等の利用の推進	地場産農林水産物等の利用率の向上（品目数ベース又は重量ベース）	%又はポイント
④直売所の売上向上に向けた多様な取組	新商品の開発数	新商品の数	件
	6次産業化商品を販売する直売所の売上又は販売額の増加	売上額、販売額	円
⑤地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発	新商品の開発数 新商品の販売額の増加	新商品の数 販売額	件 円

整備事業のうち事業者タイプ

第 1 事業の内容

交付の対象となる事業は、次の 1 又は 2 の取組に要する経費の額から第 3 の 2 の資金の貸付額を除いた自己負担部分を助成する事業とします。

1 農林漁業者の組織する団体による取組

農林漁業者の組織する団体が、認定総合化事業計画に従って実施する六次産業化・地産地消法第 3 条第 4 項に定める総合化事業に係る取組

2 農林漁業者等と中小企業者による取組

農林漁業者等又は中小企業者が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」といいます。）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」といいます。）に従って実施する農商工等連携促進法第 2 条第 4 項に定める農商工等連携事業に係る取組

第 2 交付対象施設等の範囲

第 1 の 1 の取組及び第 1 の 2 の取組のうち事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であるものについては 1 及び 2 を、第 1 の 2 の取組のうち事業実施主体が中小企業者であるものについては 3 を、それぞれ交付対象とします。

1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設

(1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、農林水産物等の集出荷のための建物

(2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設

農林水産物等の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械、農林水産物等の処理加工のための建物

(3) 農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設

農林水産物等の総合的な販売のための機械及び建物並びに地域食材提供のための

機械及び建物

(4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設
捕獲獣肉等食材提供のための機械及び建物

(5) 収穫後用病虫害防除のために必要な施設
農林水産物の病虫害防除のための機械及び建物

(6) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設
農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物（売電を目的とする取組に係るものを除きます。）

(7) (1)～(6)の附帯施設

2 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等

(1) 簡易土地基盤整備
障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等

(2) 農業用水のために必要な施設
水源・貯水機械及び建物

(3) 営農飲雑用水のために必要な施設
家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがい用施設を除きます。）及び農作物の洗浄のための機械及び建物

(4) 農産物生産に必要な施設
農業用機械・施設（ただし、新商品の原材料となる農林水産物の生産に用いる等、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の取組に真に必要なものに限りません。）

(5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設
乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物

(6) 育苗のために必要な施設
水稻、野菜等の育苗に必要な機械及び建物

- (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設
養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械及び建物（漁業管理、資源回復の取組を阻害するおそれのある取組に係るもの（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合など）を除きます。）
- (8) 堆肥製造のために必要な施設
堆肥製造用・堆肥保管用機械及び建物
- (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設
新技術を活用した育苗・増殖・培養用機械及び建物
- (10) 特用林産物生産のために必要な施設
きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械及び建物
- (11) 農林水産物運搬のために必要な施設
農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械及び建物
- (12) 未利用資源をエネルギー化し農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設
農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械及び建物（売電を目的とする取組を除きます。）
- (13) (1)～(12)の附帯施設

(注) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとします。

3 食品等の加工・販売のために必要な施設

- (1) 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設
農林漁業者等と中小企業者との間の、新商品の原材料となる連携農林水産物（商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいいます。以下同じです。）を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械・施設（販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限りません。）
- (2) (1)の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限りません。）

第3 事業実施主体等

1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体又は農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付の対象となる経費に充てるために2に定める資金の貸付けを受けて事業を実施する次の者とします。

(1) 農林漁業者の組織する団体

農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体（法人でない団体にあつては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限ります。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であつて農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているもの。

(2) 中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業を除きます。）

（注）みなし大企業とは、以下のものをいいます。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の1/2以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている法人

2 1の資金は、次に掲げる機関が貸し付ける資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸し付ける資金とします。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 漁業協同組合
- (6) 漁業協同組合連合会

- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- (9) 株式会社日本政策金融公庫
- (10) 沖縄振興開発金融公庫
- (11) 株式会社商工組合中央金庫
- (12) 銀行
- (13) 信用金庫
- (14) 信用協同組合
- (15) 都道府県
- (16) 市町村
- (17) 特別区

3 本事業の交付率は、次に掲げるとおりとします。

(1) 交付金の交付率は、定額（事業費の $3/10$ 以内）とします。

ただし、次の要件を全て満たす事業については、定額（事業費の $1/2$ 以内）とします。

なお、次の要件を全て満たす事業が本要綱第5の3の規定により戦略策定市区町村の長から都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出された場合は、当該市区町村が所在する都道府県と連携することとします。

- ① 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づく事業
- ② 地域外での販路獲得、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

(2) 交付要綱の別表の交付率の欄に規定する事業実施主体に交付する補助金の額の算定の方法は、次の①から③までに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とします。ただし、当該方法により算出された額が1億円を超えるときは、この項の規定にかかわらず、1億円以内とします。

- ① 交付の対象となる経費に $3/10$ （第3の3の（1）のただし書きに該当する場合は $1/2$ ）を乗じて得た額
- ② 交付の対象となる経費に充てるために貸し付けられた第3の1の資金の額
- ③ 交付の対象となる経費から②の額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

第4 目標年度及び成果目標

1 事業の目標年度は、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画で定めた総合化事業又は農商工等連携事業の実施期間の最終年度とします。

2 成果目標は、次の（１）又は（２）に掲げる取組に応じ、それぞれ（１）又は（２）に定める目標とします。

また、（１）又は（２）の取組のうち、第３の３の（１）のただし書きに該当する取組については、（１）又は（２）に定める目標のほか（３）に定める目標を設定することとします。

（１）農林漁業者の組織する団体による６次産業化ネットワークの取組

農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標

（２）農林漁業者等と中小企業者による６次産業化ネットワークの取組

農林漁業者等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標

（３）第３の３の（１）のただし書きに該当する取組

地域外での販路開拓、交流人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標

第５ 採択基準等

１ 採択基準

（１）共通基準

- ① 事業規模（総事業費）が１億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が５年以上の経営経験を有していること。
- ② 多様な事業者（事業実施主体を含む３者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。
- ③ 整備を予定している機械・施設が、成果目標の達成に向け、適切であること。
- ④ 機械・施設の能力及び規模が適正であること。
- ⑤ 利用計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実であると認められること。
- ⑥ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- ⑦ 整備を予定している機械・施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。
- ⑧ 別記３－４の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が１.０以上となっていること。
- ⑨ 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
- ⑩ 事業実施主体の直近３か年の経営状況について、原則として、３期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表

上負債が資産を上回った状態) でないこと。

(2) 農林漁業者の組織する団体による6次産業化ネットワークの取組の基準

本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が、おおむね50%以上(取扱量又は取扱金額)生産を行っている又は目標年度までに生産を計画していること(事業実施主体の構成員等が生産する場合も含まれます)。

(3) 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う6次産業化ネットワークの取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上(仕入量又は仕入金額)をネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者の組織する団体が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上(取扱量又は取扱金額)を連携する中小企業者に供給すること(事業実施主体の農林漁業者の組織する団体以外の連携する農林漁業者等が生産する場合も含まれます)。

2 事業の実施に関する事項

(1) 都道府県知事等は、事業実施主体からの事業実施計画の受領時から、事業実施主体に対する交付決定時まで、第3の2の資金を貸し付ける機関から事業実施主体へ貸付けが行われることを当該貸し付ける機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実にされることを証明する書類により確認します。

(2) 交付対象事業費は、当該施設等を整備する都道府県又は市区町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとし、

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができます。

(3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとし、

(4) 交付の対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとし、

(5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材(中古農業機械を含みます。以

下同じです。)の利用による事業も交付の対象とします。

なお、古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとします。

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象とはしません。

なお、交付の対象としない経費の額が総事業費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等の条件に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象とならない経費の額を算定して除外するものとします。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれの多い施設等に係る経費
- (3) 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費

(注) 認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産した新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、あらためて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる機械・施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となります。

- (4) 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- (5) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除きます。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費
- (6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除きます。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- (7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物内の会議室等（ミーティングルーム、専ら会計等を専門に行う事務室、役員室、休憩室等）、物置

部屋、更衣室等（食品衛生管理上、必要不可欠なものは除きます。）に係る経費

第6 事業の改善等

1 本要綱第8の3の後段により都道府県知事等から改善指導を受けた事業実施主体は、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができます。

この場合において、都道府県知事等が当該改善計画を妥当と認めるときは、当該事業実施主体は、別紙様式第3-1号により新商品の変更に係る事業計画の変更申請を行うことができます。

2 1の変更申請は、次の全ての要件を満たす場合に限り行うことができます。

(1) 第4に定める成果目標の変更を伴わないものであること。

(2) 本事業により整備した施設の利用が可能であること。

(3) 新商品の変更に当たり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

- ① 商品そのものが新しい
- ② 原料が新しい
- ③ 製法が新しい

第7 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかににかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。）は、利益等排除の対象とします。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。

また、その根拠となる資料を提出するものとする。

第8 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 4 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策

- 6 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策

- 7 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

整備事業のうち地域タイプ

第1 事業の内容

交付の対象となる事業は、市区町村戦略に基づいて行われる新商品開発に用いる加工機械等の導入に要する経費を助成する事業とします。

第2 交付対象機械の範囲

交付対象となる機械は、新商品開発に用いる加工又は分析（開発した新商品の成分等の分析を含みます。）のための機械とします。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、戦略策定市区町村、市区町村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消法第6条第3項に規定する促進事業者とします。
- 2 交付金の交付率は、定額（事業費の1/2以内）とします。
ただし、3千万円を上限とします。

第4 成果目標

成果目標は、開発され商品化に至った新商品の数とします（市区町村戦略に定められたものに限ります。）。

第5 採択基準等

- 1 採択基準
 - (1) 市区町村戦略（事業実施年度末までに市区町村戦略を定めることが確実であることを含みます。）に基づいて行われるものであること。
 - (2) 整備を予定している機械が、成果目標の達成に向け、適切であること。
 - (3) 本事業の成果について、当該本事業が記載された市区町村戦略を策定した市区町村の区域内に住所又は主たる事業所のある者であれば誰でも活用することができるものとする。
 - (4) 利用計画に基づく機械の適正な利用が確実であると認められること。

(5) 別記3-4の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(6) 事業実施主体が市区町村協議会の構成員となっている者又は六次産業化・地産地消費第6条第3項に規定する促進事業者である場合には、直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上しておらず、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。

2 事業の実施に関する事項

(1) 交付対象事業費は、当該機械を整備する都道府県等において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとします。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとします。

(2) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとします。

(3) 交付の対象とする機械は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとします。

(4) 既存機械の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、古品古材（中古機械を含みます。以下同じです。）の利用による事業も交付の対象とします。

なお、古品古材を利用する場合には、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとします。

(5) 本事業で整備した機械により開発した新商品について、消費者等の評価の集積を目的として、本格的に市場で販売する前に、限られた市場における試験販売を行うことができることとします。

3 交付の対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、交付の対象としません。

(1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費

- (2) 個人で使用する機械等目的外使用のおそれの多い機械の購入に係る経費
- (3) 既存の機械の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備するもの（いわゆる更新）のみの整備に係る経費
- (4) 既存機械の撤去に係る経費

第6 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとします。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（1）から（3）までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含みます。）は、利益等排除の対象とします。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社

2 利益等排除の方法

- (1) 事業実施主体の自社調達の場合
当該調達品の製造原価をもって補助対象額とします。
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。
- (3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合

計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとします。

また、その根拠となる資料を提出するものとします。

第7 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとします。

- 1 六次産業化・地産地消法の目的において6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策
- 2 「人・農地プランと関連施策の連携について」（平成25年6月28日付け25経営第104号農林水産事務次官依命通知）において6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策
- 3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る施策
- 4 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 5 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 6 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 7 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 8 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、整備事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施工方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書及び工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいいます。以下同じです。）を作成し、都道府県知事等に提出するものとします。

(2) 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとします。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施工による競争見積等）により施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとします。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業実施計画案を作成し、総会等の議決等を得るものとします。

なお、予算の計上に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとします。

3 その他関係法令に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとします。

4 事業の着手

(1) 事業の着工は、交付決定に基づき行うものとします。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ

め、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する交付決定前着工届（別紙様式第16号）を都道府県知事等に提出するものとします。

(2) (1)のただし書により交付決定の前に着工する場合については、事業実施主体は、整備事業について、事業の内容及び交付金の交付が確実となってから、着工するものとします。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとします。

(3) 都道府県等は、(1)のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとします。

(4) 事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合にあっては、(1)の規定中「都道府県知事等」とあるのは「地方農政局長等」とします。

5 事業の施工

(1) 施工方法

整備事業は次の(2)から(5)までに掲げる直営施工、請負施工、委託施工又は代行施工のいずれかの施工方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施工方法により実施することを原則とします。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は機械・施設等の区分を明確にして2つ以上の施工方法により施工することができるものとします。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施工方法は、原則として請負施工によるものとします。

(2) 直営施工

ア 工事

直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとします。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設等により工

事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとします。

イ 購入

機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとします。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する入札結果報告・着工届（別紙様式第17号）により、都道府県知事等に報告するものとします。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合にあっては、地方農政局長等に報告するものとします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとします。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとします。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとします。

(3) 請負施工

請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとします。

また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次によるものとします。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとします。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第17号により、都道府県知事に報告するものとします。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合には、地方農政局長等に報告するものとします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとします。

なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとします。

(ア) 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとします。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとします。

また、事業実施主体は、事業実施主体等から現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとします。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受けるものとします。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとします。また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとします。

(4) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとします。

また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理

由を明確にしておくものとします。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第17号により、都道府県知事等に報告するものとします。事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合には、地方農政局長等に報告するものとします。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとします。

(5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会（以下「代行者」といいます。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限り、）実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理（工事の監理を含みます。）等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」といいます。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとします。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとします。

ア 代行施工の選択

事業実施主体は、代行施工を選択する場合は、別表1により、代行施工によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとします。

イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとしますが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとします。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第17号により、都道府県知事等に報告するものとします。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局等に提出する場合には、地方農政局長等に報告するものとします。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとします。なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとします。

(ア) 一般競争入札に付して落札に至らない場合

(イ) 指名競争入札に付して落札に至らない場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な

指導を行うものとしします。

ウ 建設委員会の設置等

代行施工においては、事業実施主体及び委託を受けた受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとしします。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施工体制を整備するものとしします。

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとしします。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第17号により、都道府県知事等に報告するものとしします。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとしします。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとしします。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとしします。

また、受託代行者は、事業費の低減を図るため、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格で使用される場合には、決定を行うものとしします。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に当該施工業者から工程表等を提出させるとともに現場代理人等を定めさせるものとしします。

また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設等により工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとしします。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要に応じて試験運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとします。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとします。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施工管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとします。

6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとします。

一般競争入札については、公告期間は10日間以上（土日祝祭日は算入しない。）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとします。

また、交付要綱第13の（2）に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（別紙様式第14号）の提出を求めるものとします。

7 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとします。

- （1）交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- （2）事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- （3）金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- （4）領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

8 未竣工工事の防止

機械・施設等の整備について、事業実施主体は、「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産省大臣官房長通知）及び「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未竣工工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとします。

第2 附帯事務費の使途基準

附帯事務費の使途基準については別表2に掲げるとおりとします。

第3 事業完了に伴う手続

1 竣工届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する竣工届（別紙様式第18号）により、都道府県知事等に届け出るものとします。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合には、地方農政局長等に届け出るものとします。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書を添付して都道府県知事等に報告するものとします。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

都道府県知事等は次の（1）により、整備事業が完了していることを確認するものとします。

また、既に支払が行われている場合には、加えて（2）及び（3）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとします。

（1）工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認。

(2) 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

(3) 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとします。

(1) 経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

(2) 現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとします。

第4 関係書類の整備

事業実施主体は、交付対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとします。

1 予算関係書類

(1) 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施工を選択した場合にあっては代行施工の選択理由

(2) 予算書及び決算書

(3) 地元負担金(分(負)担金、夫役、現品、寄付金等)を賦課、徴収等する場合にあっては負担金付加明細書

(4) その他予算関係の事項を示した書類

2 工事施工関係書類

(1) 直営の場合

- ア 実施設計書及び出来高設計書
- イ 工事材料検収簿及び同受払簿
- ウ 賃金台帳及び労務者出面簿
- エ 工事日誌及び現場写真
- オ その他直営工事関係の事項を示した書類

(2) 請負の場合

- ア 実施設計書及び出来高設計書
- イ 入札てん末書
- ウ 請負契約書
- エ 工程表
- オ 工事完了届及び現場写真
- カ その他請負工事関係の事項を示した書類

3 経理関係書類

(1) 金銭出納簿

(2) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）

4 往復文書

事業実施主体と都道府県等の間で行われた全ての往復文書

5 施設管理関係書類

(1) 管理規程又は利用規程

(2) 財産管理台帳

(3) その他施設管理関係の事項を示した書類

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、交付要綱別表の6次産業化ネットワーク活動整備交付金の項の経費の欄に掲げるもののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費（支給品費を含みます。）、測量試験費（実施設計書を含みます。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限ります。）及び工事雑費を交付対象事業費とします。

(2) 機械・施設等整備

機械・施設等整備とは、交付要綱別表の6次産業化ネットワーク活動整備交付金の項の経費の欄に掲げるもののうち簡易土地基盤整備等を除くものの整備のことであり、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含みます。）、実施設計費及び工事雑費を交付対象事業費とします。

2 交付対象事業費の構成

交付対象事業費の構成は、別表3を標準とします。

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施工方法に応じ、次により積算するものとします。

また、1事業が複数の施工方法により施工される場合には、それぞれの施工方法別に区分して積算するものとします。

なお、直営施工については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、土地基盤整備等にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとします。

その他の工事費の積算等については、請負施工に準ずるものとします。

(1) 土地基盤整備等

土地基盤整備等については、団体営級の同種の公共事業に準じて積算するものとします。

ただし、支給品費については(2)のアの(イ)に定めるところによります。

(2) 機械・施設等整備

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとします。

なお、機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとします。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県等において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機及び附属作業機に区分して積算するものとします。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って各種目ごとに建築工事、電気設備及び機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとします。この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとします。

- b 工事価格の積算は、原則として、土地基盤整備等にあつては「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林事務次官依命通知)、「土地改良事業等請負工事標準積算基準」(平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準じて、機械・施設等の整備にあつては「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知)に準じて、それぞれ行うものとします。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施工及び委託施工にあつては事業実施主体が、代行施工にあつては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施工等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとします。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とします。
- c 工事材料について支給を行う場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討し、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとします。

(ウ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物及び工作物の各種の直接工事に共通して必要な別表4に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとします。

(エ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施工、委託施工又は代行施工において請負人等が必要とす

る別表4に掲げる現場管理費及び一般管理費等とします。

b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な比率以内とします。

(オ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとします。

イ 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験及び設計等に必要な雇用賃金、機械器具費、消耗品費及び委託費又は請負費とします。

ウ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とします。）及び設計費（設計に必要な費用とします。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとします。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとします。

ただし、代行施工にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとします。

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施工することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる用途基準を満たす経費とし、事業の施工態様に応じて積算するものとします。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含みます。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とします。

オ 代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施工の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とします。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとします。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとします。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとします。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

(イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

(ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」といいます。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとしします。

1 管理主体

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別記3-1及び別記3-2に定められた事業実施主体の範囲内のものとしします。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとしします。

また、施設等の管理運営は、原則として、以下により、事業実施主体が行うものとしします。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとしします。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、交付要綱別記様式第6号による財産管理台帳を備え置くものとしします。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるものとしします。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っている場合には、留意するものとしします。

(3) (2)の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとしします。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとします。

3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいいます。以下同じです。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」といいます。）の定めるところにより、都道府県知事等の承認を受けなければなりません。

この場合において、都道府県知事等は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければなりません。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合には、地方農政局長等に届け出るものとします。

4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届（別紙様式第19号）により、都道府県知事等に届け出るものとします。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合には、地方農政局長等に届け出るものとします。

5 災害の報告

(1) 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了

せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を都道府県知事等に報告し、その指示を受けるものとします。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度及び復旧見込額並びに防災及び復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとします。

(2) 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、承認基準通知の規定に準じて都道府県知事等に報告するものとします。

なお、事業実施主体が戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合にあっては、地方農政局長等に届け出るものとします。

別表 1

代行施行によることの理由の確認表

業務内容		検討内容
1 代行 施工 管理 （建設 工事）	(1) 実施設計書の作成又は検討	事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由 (※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要です。)
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
	(3) 入札の執行	事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
	(4) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣工検査、引渡し	事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。
2 製造 請負 管理 （製造 請負 工事）	(1) 基本計画、仕様の作成	プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由
	(2) 業者選定の執行	事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由
	(3) 業者決定の執行	事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由
	(4) 実施設計の検討	実施設計の検討を代行者に委託する理由
	(5) 施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ 竣工検査、引渡し	事業実施主体が、プラント工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由。

別表 2

附帯事務費の使途基準

区 分	内 容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
賃 金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金
共 済 費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費）燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料及び備品購入費

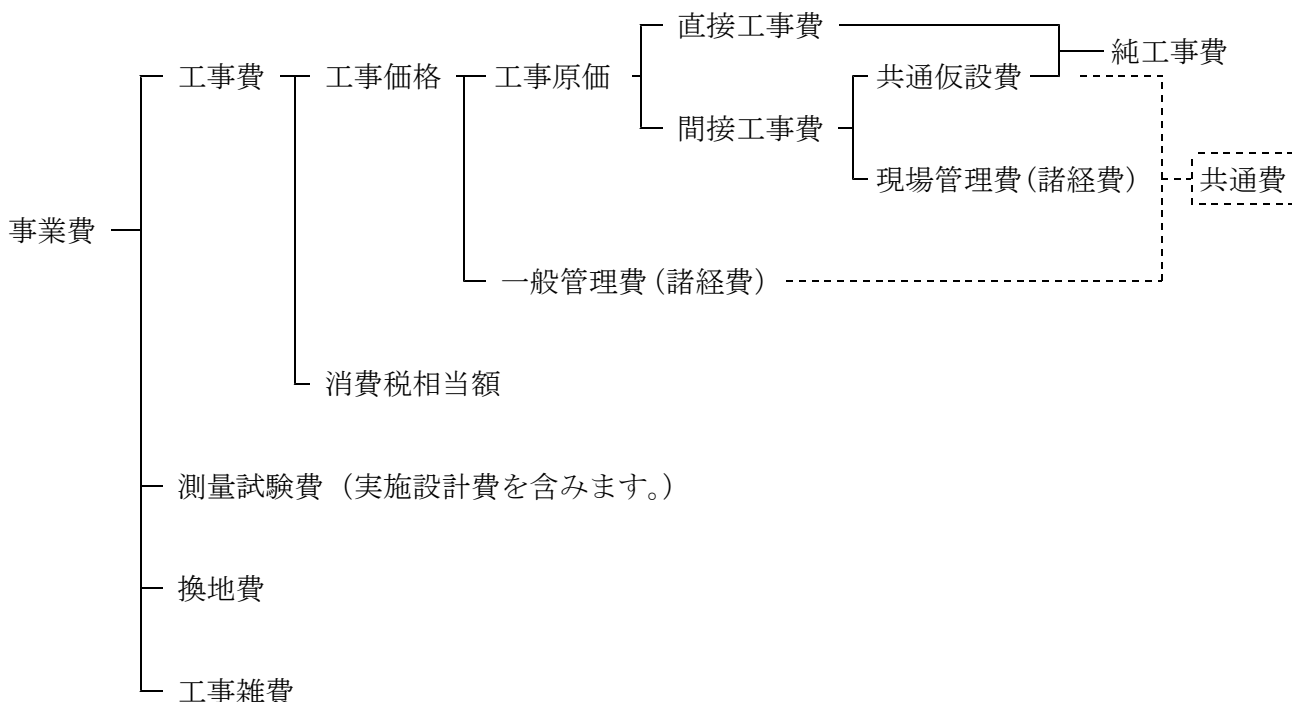
注：6次産業化ネットワーク活動整備交付金の実施に必要な経費に限ります。

別表 3

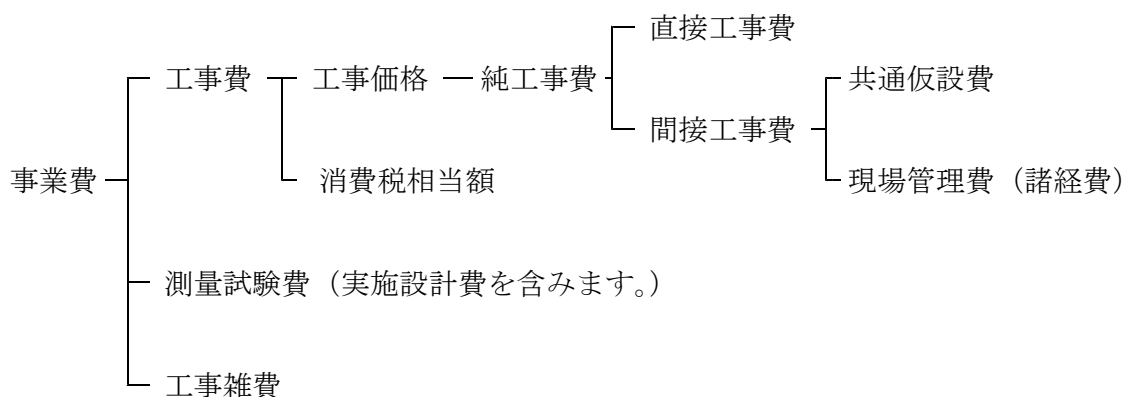
事業費構成の標準

1 土地基盤整備等

ア 請負施工の場合



イ 直営施工の場合

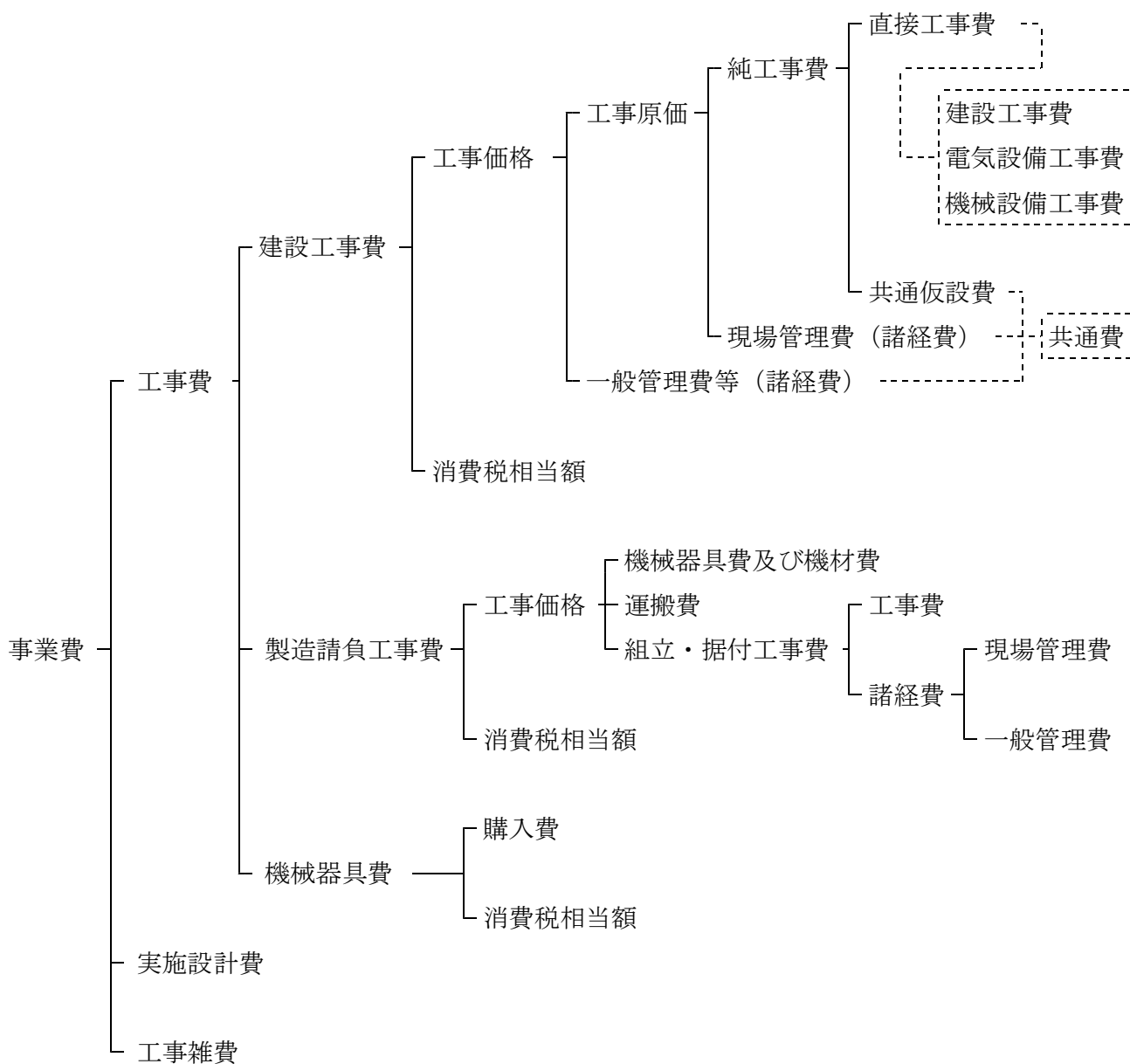


注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものです。

2 機械・施設等整備

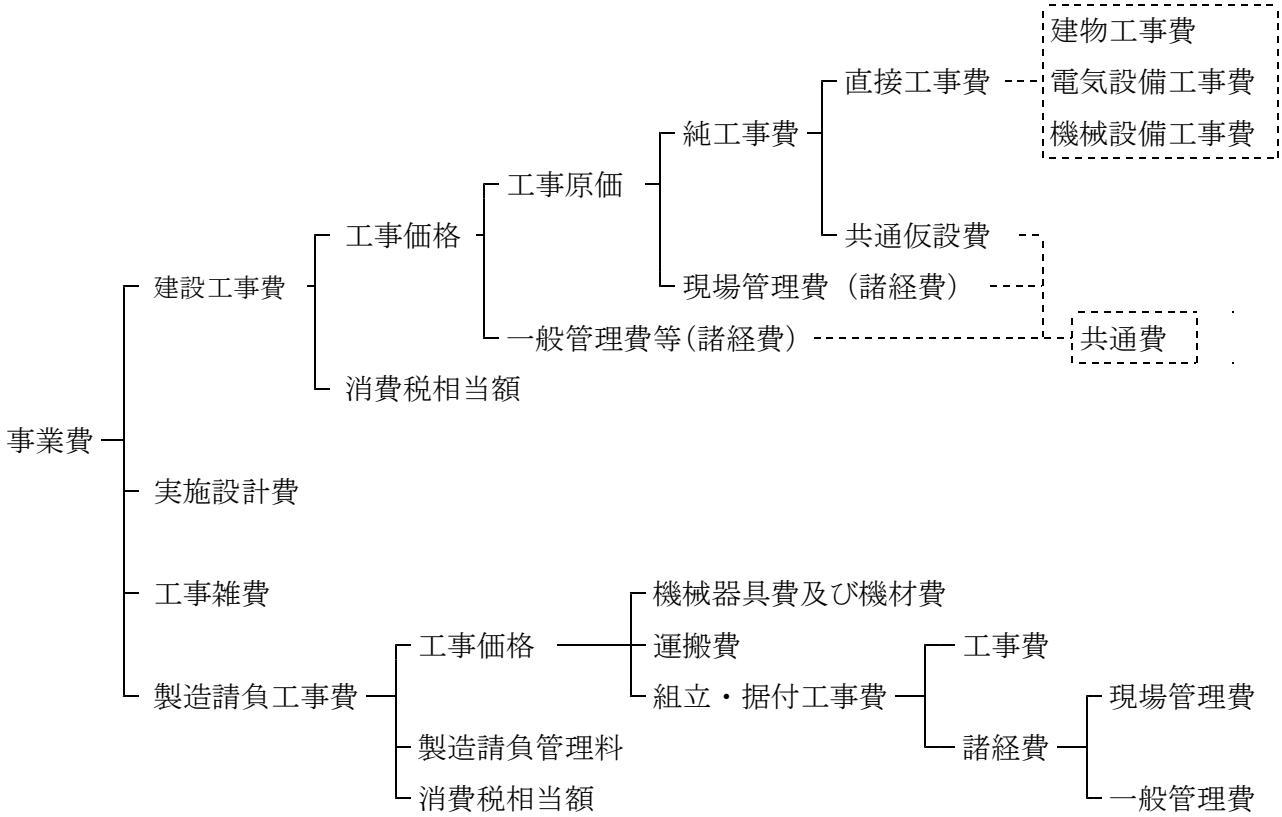
① 施設の整備

ア 請負施工の場合

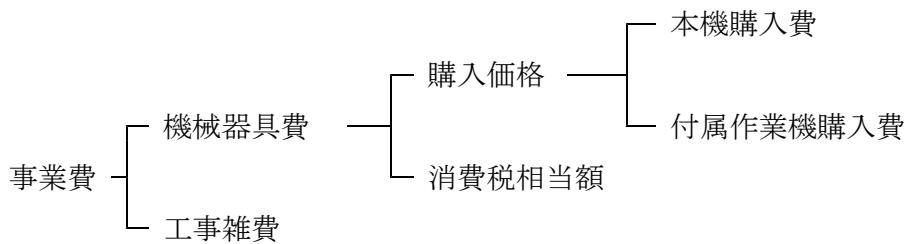


注：この表は、「営繕工事積算積算要領」に準拠したものです。

イ 代行施工の場合



② 機械の整備



別表 4

各種経費

1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

2 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費用
保 険 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

3 一般管理費等

区 分	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含みます。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含みます。）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道及びガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究及び開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告又は宣伝に要する費用
地 代 家 賃	事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
需 用 費	消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子賄料とします。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委 託 費	測量、設計及び登記等の委託費
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公 課 費	租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	代行施行における受託代行者の事業施行管理料

整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

整備事業のうち事業者タイプ及び地域タイプに係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第5までに定める手法により行うものとします。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとします。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとします。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとします。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとします。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとします。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとします。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \text{ (別表1参照)}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによります。

(4) 算定の基礎とする数値は、本要綱第5の1の事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければなりません。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とします。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の1及び2により行うものとします。

1 農林水産物等の生産向上に係る効果

(1) 農業生産向上効果

ア 効果の内容

農業生産向上効果とは、次の（ア）から（オ）までに掲げる効果をいいます。

(ア) 作付増加効果

当該施設等の整備により作物の作付面積が増加する効果

(イ) 単収増加効果

均一な健苗育成、地力増進による連作障害の軽減、気象災害の防止・回避による被害額の軽減等により単収が増加する効果

(ウ) 品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、生産物のブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との連携（契約栽培）など）等により販売額が増加する効果

(エ) 畜産関連経営体所得向上効果

当該施設等の整備により、畜産物生産量の増加や効率的な経営等が図られることに伴って、畜産経営体の経常所得（利益、家族労働報酬）が増加する効果

(オ) 農畜産物等加工効果

当該施設等の整備により農畜産物等が加工され、付加価値が上昇し、販売額が増加する効果

イ 算定方法

農業生産向上効果に係る年効果額は、次の（ア）から（オ）までにより算定する年効果額の合計額とします。

なお、算定に必要な生産物単価及び純益率については、第4によるものとします。

(ア) 作付増加効果

a 作物ごとに、作付増加面積に事業の実施時における単収（以下「現況単収」といいます。）を乗じて生産増加量を算出します。ただし、現況単収は、無被害単収とします。

b aで算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの作付増加純益率を乗じて得た値とします。

(イ) 単収増加効果

a 作物ごとに、単収増分に効果発生面積を乗じて生産増加量を算出します。

b aで算出した生産増加量に作物ごとの現況生産物単価を乗じて粗収益の増加額を算出した額に、作物ごとの単収増加純益率を乗じて得た値とします。

(ウ) 品質等向上効果

作物ごとに、効果発生面積に計画単収を乗じて効果発生量を算出し、これに現況生産物単価と計画生産物単価との差を乗じて得た純益の増加額の合計額と

します。

(エ) 畜産関連経営体所得向上効果

畜産経営体の事業実施前後の経常所得の年増加額として算定します。

年効果額 = 事業実施後年間経常所得額(千円) - 事業実施前年間経常所得額(千円)

年間経常所得額(事業実施前、後) = ①収益 - ②費用

① 収益： 決算報告書の収入の合計欄に記載されている副産物を含む数値。

② 費用： 決算報告書の支出の合計欄に記載されている飼料費、利子、地代等を含み、家族労働費を含まない数値。

(オ) 農畜産物等加工効果

農畜産物等の加工品ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加効果額の合計額とします。

(2) 林業生産向上効果

ア 効果の内容

林産物等生産向上効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいいます。

(ア) 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備によりこれまで利用されていなかった林産物等が利用される効果

(イ) 林産物等生産増進効果

当該施設等の整備によりこれまで伐採されていなかった区域における林産物等の生産が促進される効果

(ウ) 林産物等販売促進効果

当該施設等の整備により林産物等の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化等により、販売が促進される効果

イ 算定方法

林産物等生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(ウ)までにより算定する年効果額の合計額とします。

(ア) 林産物等利用増進効果

当該施設等の整備前には利用されていなかったが、施設等の整備により利用増加が見込まれる林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備後の利用増加量に、地域の林産物市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とします。

(イ) 林産物等生産増進効果

林産物の種類ごとに、当該施設等の整備により新たに林産物等の生産が促進される区域の林産物等の生産増加見込量に、地域の林産物等市場価格から採取・搬出・輸送に係る経費を差し引いた額を乗じた額の合計額とします。

(ウ) 林産物等販売促進効果

林産物等の種類ごとに、当該施設等の整備により林産物等の販売増加が見込まれる量に林産物市場価格の上昇が見込まれる額を乗じた額から、販売経費を差し引いた額の合計額とします。

(3) 漁業生産向上効果

ア 効果の内容

漁業生産向上効果とは、次の(ア)から(ウ)までに掲げる効果をいいます。

(ア) 生産増加効果

当該施設等の整備により養殖場の拡大等に伴い生産量が増加する効果

(イ) 魚価向上効果

当該施設等の整備により高級魚の漁獲増、魚体の大型化等魚種・魚体組成の変化による魚価の向上効果

(ウ) 品質等向上効果

当該施設等の整備による活魚や新たな加工による付加価値の向上、HACCP等を採用入れることによる対外的な評価の向上等による価格の上昇効果

イ 算定方法

漁業生産向上効果に係る年効果額は、次の(ア)から(ウ)までにより算定する年効果額の合計額とします。

(ア) 生産増加効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の生産量の差に施設等の整備前の単価を乗じた値に利益率を乗じた額の合計額とします。

(イ) 魚価向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の整備後の漁獲量を乗じた額の合計額とします。

(ウ) 品質等向上効果

水産物等の種類ごとに、当該施設等の整備前と整備後の単価の差に施設等の水産物等の生産量を乗じた額の合計額とします。

(4) 経費節減効果

ア 効果の内容

経費節減効果とは、次の(ア)から(エ)までに掲げる効果をいいます。

(ア) 労働経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の労働が集約され、労働時間が節減されることにより労働経費が節減される効果

(イ) 機械経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の機械作業が集約され、機械経費が節減される効果

(ウ) 資材経費節減効果

当該施設等の整備により個々の農林漁業者の作業が集約され、投入される資材費、光熱水費、燃料費等が節減される効果

(エ) 維持管理費節減効果

当該施設等の整備により既存の施設等が合理化され、維持管理に係る経費が節減される効果

イ 算定方法

年効果額は、次の（ア）から（エ）までにより算定する年効果額の合計額とします。

(ア) 労働経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の労働経費の総額から、同様に積み上げた計画労働経費の総額を差し引いた額とします。

(イ) 機械経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の機械経費の総額から、同様に積み上げた計画機械経費の総額を差し引いた額とします。

(ウ) 資材経費節減効果

個別作業ごとに積み上げた現況の資材経費の総額から、同様に積み上げた計画資材経費の総額を差し引いた額とします。

(エ) 維持管理費節減効果

現況の施設等の維持管理費の総額から計画維持管理費の総額を差し引いた額とします。

(5) その他の効果

(1) から (4) までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができます(様式は任意とします。)

2 食品等製造の向上に係る効果

(1) 効果の内容

食品等製造の向上に係る効果とは、次のアからウまでに掲げる効果をいいます。

ア 製造量向上効果

当該施設等の整備による製造工程の効率化等を通じ、商品の製造量が向上(増加)し、出荷額が増加する効果

イ 品質向上効果

当該施設等の整備による取扱品目の品質保持の向上等を通じ、規格外等による廃棄量が減少し、商品の損失額が減少する効果

ウ 施設維持管理コスト削減効果

老朽化した旧施設を更新することにより、修繕費等の施設の維持管理コストが

削減される効果

(2) 算出方法

食品等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからウまで及び(3)により算定する年効果額の合計額とします。

ア 製造量向上効果

商品の種類ごとに、商品の製造量の向上に伴う収益増加額の合計額とします。

イ 品質向上効果

商品の種類ごとに、取扱品目の品質保持の向上等による廃棄量の減少に伴う収益増加額の合計額を、品質向上効果の年効果額とします。

ウ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とします。

(3) その他の効果

(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができます(様式は任意とします。)

3 雇用創出に係る効果

(1) 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の整備によって非農家の雇用が創出される効果をいいます。

(2) 算出方法

雇用人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設で雇用されることにより失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とします。

4 その他の効果

1から3までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができます(様式は任意とします。)

第4 生産物単価及び純益率の算定方法等

年効果額の算定に必要な生産物単価及び純益率の算定方法については、次の1及び2のとおりとします。

1 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農林漁家受取価格）によるものとし、次により算出します。

(1) 国等が価格を決定している作物

国等が価格を決定している作物の生産物単価は、原則として、事業実施計画時における国等の決定価格（平均的な品種及び品質であるものの価格）によるものとなります。

(2) その他の作物

その他の作物（国等が価格を決定している作物であって、事業地区の実態から見てこれによることが著しく不適當であると認められるものを含みます。）の生産物価格は、原則として、事業地区における平均的な品種及び品質であるものの最近5か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）の加重平均価格によります。

2 純益率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たりの収量の増加に係る純益率は、以下によります。

(1) 主要な作物については、別表2に示すところによります。

(2) その他の作物については、次の方法により算出します。この場合において、生産費等は、原則として、最近5か年の「農作物生産費調査報告」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとし、

作付増減の場合の純益率（%）＝100－（単位面積当たり生産費 ÷ 単位面積当たり主産物価額）×100

単収増加の場合の純益率（%）＝100－（100－作付増減純益率）×0.274

（注）生産費＝資本利子・地代全額算入生産費－（水利費＋地代）

0.274＝作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率

第5 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2から第4までに定めるところに従い、別紙様式第21号により行うものとし、

別表 1

還元率一覽表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別表 2

主要作物に係る純益率 (単位：%)

作物名		純益率	
		作付増加	単収増加
水稲	北海道	8	76
	都府県	1	74
麦類	大麦	13	77
	小麦 田	—	72
	小麦 畑	35	83
豆類	大豆 田	—	68
	畑	—	74
	らっかせい	—	70
	その他豆類	28	81
野菜	なす、ピーマン	—	72
	果実的野菜	8	76
	その他果菜類	3	74
	ねぎ、ほうれん草	—	73
	その他葉茎菜類	20	79
	さといも	—	73
	その他根菜類	18	78
工芸作物	かんしょ	—	70
	その他いも類	22	79
	茶	—	72
果樹	みかん	—	68
	りんご	—	70
	かき	1	74
	なし	—	70
	もも	15	77
	ぶどう	—	70
飼料作物 (牛乳)	北海道	8	20
	都府県	5	8

6次産業化ネットワーク活動交付金（支援体制整備事業）実施計画書

都道府県知事
市区町村長 殿

事業実施主体名
代表者名 印

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出します。

本事業実施に関する情報の取扱いについての同意の確認

市区町村の長を経由して提出する場合は、以下について「同意します」又は「同意しません」のいずれかに○をつけてください。

市区町村の長に提出した事業実施計画、事業実施状況の報告書及び成果目標の達成状況の評価の報告書に記載した情報について、地方農政局長等が、都道府県知事と共有することに、
同意します。
同意しません。

※個人情報の取扱い

地方農政局長等は、6次産業化ネットワーク活動交付金の実施に関して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理します。

注1：別添の1から3及び5の項目は各メニュー共通とし、4の項目については、本要綱別記1の第1の取組に応じて、様式の必要箇所のみを提出します。

注2：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載願います。

注3：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付して下さい。

別添

1 事業の目的及び効果

(1) 事業の目的

--

(2) 事業の効果

--

2 事業実施主体の概要

- ア 名称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日

注：事業実施主体が都道府県、戦略策定市区町村の場合、ア～カの記載は不要です。

3 事業の実施方針

(都道府県及び市区町村の6次産業化を推進するための戦略の方向性及び策定スケジュール、当該戦略を踏まえて行おうとする人材育成研修会及びインターンシップ研修の内容、6次産業化プランナーの活用方法、事業の推進方法や連携可能な人物及び機関も含めた事業の全体像を記載します。)

--

4 事業目標及び事業内容等

(1) 6次産業化等に関する戦略の策定

① 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

--

注：達成すべき定量的な目標を記入します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 6次産業化・地産地消推進協議会の設置

名称	設置年月日	構成員	事務局

イ 6次産業化・地産地消推進協議会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	備考
戦略の策定（更新）予定年月日			

ウ 戦略に関する交流会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	参加人数

(2) 人材育成研修会の開催

① 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

--

注：達成すべき定量的な目標を記入します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 人材育成研修会（講義）の開催

名称	開催日	開催場所	実施内容	参加人数

注：実施内容には、研修プログラムの概要、開催日数、カリキュラム数、カリキュラムの策定方針、研修生の募集方法、研修生の選定方法等について記入します。

イ 人材育成研修会（インターンシップ研修）の開催

名称	開催日	受入先	実施内容	参加人数

注：実施内容には、インターンシップ研修の概要、開催日数、受入先の選定基準・選定方法等について記入します。

(3) 農林漁業者等へのサポート活動

① 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

--

注：達成すべき定量的な目標を記入します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 統括企画推進員及び企画推進員の関連業務の知見や経験等の有無

--

イ 6次産業化プランナー選定委員会及び活動評価会委員会等の開催

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

ウ 6次産業化プランナーの選定基準の内容

--

エ 6次産業化プランナーの専門分野別登録予定人数

専門分野	登録予定人数	備考

オ 6次産業化プランナー等の活動計画

		第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	合計
6次産業化プランナー等の派遣を通じた相談件数 (件)	①					
	②					
	①+②					
相談を通じた簡易な助言等 (件)	①					
	②					
	①+②					
総合化事業計画認定者に対する派遣を通じた相談件数 (件)	①					
	②					
	①+②					

注：①には6次産業化プランナーの対応件数を、②には企画推進員の対応件数を記入します。

カ 6次産業化プランナーの評価

時期	評価の方法	備考

5 事業費積算書（支援体制整備事業）

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
		円	円	
合計				
交付金額				

注1： 交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入して下さい。

注2： 他の民間団体等に事業の全部または一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記して下さい。

①委託先

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

6 添付書類

ア 事業実施主体の概況

（ア）定款又はこれに準ずる規約

（イ）役員等名簿

（ウ）事業計画、収支予算書及び収支決算書等

イ 6次産業化プランナーの情報管理に関する書類

（ア）個人情報取り扱いに関する規程等

（イ）6次産業化プランナー登録者に提出を求める秘密保持に関する誓約書

ウ その他地方農政局長等が特に必要と認める書類

注1： 事業実施主体が都道府県、戦略策定市区町村の場合、アの資料は不要です。

注2： 農林漁業者等へのサポート活動を実施する場合には、イの書類を添付願います。

6次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち事業者タイプ）実施計画書

都道府県知事
市区町村長 殿

事業実施主体名
代表者名 印

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出します。

本事業実施に関する情報の取扱いについての同意の確認

市区町村の長を経由して提出する場合は、以下について「同意します」又は「同意しません」のいずれかに○をつけてください。

市区町村の長に提出した事業実施計画、事業実施状況の報告書及び成果目標の達成状況の評価の報告書に記載した情報について、地方農政局長等が、都道府県知事と共有することに、
同意します。
同意しません。

※個人情報の取扱い

地方農政局長等は、6次産業化ネットワーク活動交付金の実施に関して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理します。

- 注1：別添の1から2及び4から5の項目は各メニュー共通とし、3の項目については、本要綱別記2-1の第1の取組に応じて、様式の必要箇所のみを提出します。
- 注2：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載願います。
- 注3：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付して下さい。

別添

1 事業の目的及び効果

(1) 事業の目的

--

(2) 事業の効果

--

2 事業実施主体の概要

ア 名称

イ 主たる事務所の所在地

ウ 代表者名

エ 構成員数

オ 従業員数

カ 設立年月日

キ 構築するネットワークの概要

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入して下さい。

3 事業目標及び事業内容等

(1) 加工適性のある作物導入

① 事業の成果目標

ア 事業成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯)
(事業成果目標)

注：具体的な取組内容（導入に至った経緯、導入する作物の新規性等）を記載の上、達成すべき定量的な目標（作付面積、生産量等）を記入します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 講習会への参加

講習会名	参加時期	参加場所	講習会の概要

イ 試験栽培の実施

品目	栽培時期	栽培の概要

ウ 栽培技術指導の開催

品目	開催時期	栽培技術指導の概要

(2) 新商品開発・販路開拓の実施

① 事業の成果目標

ア 事業成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯)
(事業成果目標)

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産農林水産物又は製造工程の先進性や独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な目標（商品化による効果（売上高等））を明記します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：複数回実施する場合は、概要を記入します。

イ 開発する商品の状況

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨、記載します。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載します。

(イ) 開発する新商品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記入します。

ウ 新商品開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記入します。

エ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の 作成・提供数

(イ) 商談会等への出展

開催時期	開催場所	開催内容	開催場所	来場 対象者	試供品の 作成・提供数

オ 主要原料取引計画及び売上計画

(ア) 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ト)	(百万円)

注1：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記入します。

注2：農林漁業者自らが商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記入します。

(イ) 主要原料取引計画の概要

主要原材料名（ ）	初年度 a (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 b (平成 年)	b/a
原料使用量	(ト)	(ト)	(ト)	%
うち契約取引数量				

注1：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記入します。

注2：農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記入します。

(ウ) 売上計画の概要

製品名	販売先	初年度 a (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 b (平成 年)	b/a
		千円	千円	千円	%
計					

注：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記入します。

4 バリューシステムやバリューチェーンに係る取組について

- (1) バリューシステムに係る取組（実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等）

注：別紙を添付してもよいです。

- (2) イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの分野で新結合を行う取組）

注：別紙を添付してもよいです。

- (3) 地域経済への波及効果を及ぼす取組（競合商品・競合先がなく、地域経済（雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果を及ぼす取組）

注：別紙を添付してもよいです。

5 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックを入れて下さい。

- (1) 6次産業化を推進するための市区町村の戦略に基づいて行う取組ですか。

該当します

該当しません

市区町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると市区町村が判断した理由

※ 本事業計画における取組について、当該市区町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載。

- (2) 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組ですか。

該当します

該当しません

- (3) 事業実施主体の所在する市区町村で、「地産地消促進計画」を策定していますか。（事業実施主体の所在する市区町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組ですか。）

該当します

該当しません

- (4) 事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域ですか。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられていますか。）

該当します

該当しません

(5) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(6) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(7) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組ですか。

該当します 該当しません

6 事業費積算書（推進事業（事業者タイプ））

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
		円	円	
合計				
交付金額				

注1： 交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入して下さい。

注2： 他の民間団体等に事業の全部または一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記して下さい。

- ①委託先
- ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

【参考】事業計画全体における経費明細表

単位：円

区分	総事業費	内訳		
		交付金	自己負担金	その他
加工適性のある作物 導入支援				
新商品開発・販路開 拓支援				
計				

7 添付書類

- ア 事業実施主体の概況
 - (ア) 定款又はこれに準ずる規約
 - (イ) 役員等名簿
 - (ウ) 事業計画、収支予算書及び収支決算書等
- イ 市区町村戦略の内容を確認できる資料
- ウ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画
- エ 地産地消促進計画の内容を確認できる資料
- オ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
- カ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
- キ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
- ク 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
- ケ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：アについては必ず添付して下さい。また、イ～クの資料については、5の（1）～（7）の項目において「該当します」のチェックをした場合に添付して下さい。

6次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち地域タイプ）実施計画書

都道府県知事
市区町村長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出します。

本事業実施に関する情報の取扱いについての同意の確認

市区町村の長を経由して提出する場合は、以下について「同意します」又は「同意しません」のいずれかに○をつけてください。

市区町村の長に提出した事業実施計画、事業実施状況の報告書及び成果目標の達成状況の評価の報告書に記載した情報について、地方農政局長等が、都道府県知事と共有することに、
同意します。
同意しません。

※個人情報の取扱い

地方農政局長等は、6次産業化ネットワーク活動交付金の実施に関して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理します。

- 注1：別添の1から2及び4から5の項目は各メニュー共通とし、3の項目については、本要綱別記2-2の第1の取組に応じて、様式の必要箇所のみを提出します。
注2：各書式については必要に応じて、適宜、行を追加して記載願います。
注3：事業実施年度及び目標年度における事業実施状況の報告の際、本様式別添に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業実施状況の報告書に添付して下さい。

別添

1 事業の目的及び効果

(1) 事業の目的

--

(2) 事業の効果

--

2 事業実施主体の概要

- ア 名称
- イ 主たる事務所の所在地
- ウ 代表者名
- エ 構成員数
- オ 従業員数
- カ 設立年月日
- キ 構築するネットワークの概要

構築するネットワークの名称			
名称（代表者名）	所在地	取組事業	概要
ネットワークの姿			

注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、以下のク、ケに認定年月日を記載して下さい（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付してもよいです）。

ク 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日

ケ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定年月日

3 事業目標及び事業内容等

(1) 加工適性のある作物導入

① 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯)
(事業成果目標)

注：具体的な取組内容（導入に至った経緯、導入する作物の新規性等）を記載の上、達成すべき定量的な目標（作付面積、生産量等）を記入します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 講習会への参加

講習会名	参加時期	参加場所	講習会の概要

イ 試験栽培の実施

品目	栽培時期	栽培の概要

ウ 栽培技術指導の開催

品目	開催時期	栽培技術指導の概要

(2) 新商品開発・販路開拓の実施

① 事業の成果目標

ア 事業成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯)
(事業成果目標)

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産農林水産物等又は製造工程の先進性や独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な目標（商品化による効果（売上高等））を明記します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記入します。

イ 開発する商品の状況

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨、記載します。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載します。

(イ) 開発する新商品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記入します。

ウ 新商品開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記入します。

エ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の 作成・提供数

(イ) 商談会等への出展

開催時期	開催場所	開催内容	開催場所	来場 対象者	試供品の 作成・提供数

オ 主要原料取引計画及び売上計画

(ア) 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ト)	(百万円)

注1：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記入します。

注2：農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記入します。

(イ) 主要原料取引計画の概要

主要原材料名 ()	初年度 a (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 b (平成 年)	b/a
原料使用量	(ト)	(ト)	(ト)	%
うち契約取引数量				

注1：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記入します。

注2：農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る国産農林水産物等）について記入します。

(ウ) 売上計画の概要

製品名	販売先	初年度 a (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 b (平成 年)	b/a
		千円	千円	千円	%
計					

注：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記入します。

(3) 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

① 事業の成果目標

ア 事業成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯)
(事業成果目標)

注：新たなメニューや加工品の具体的な特徴（開発する新たなメニューや加工品の新規性、活用する地場産農林水産物等）、地場産農林水産物等の利用の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な（取組による効果（地場産利用率等））を明記します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記入します。

イ 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ト)	(百万円)

注：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記入します。

ウ 開発する新たなメニュー・加工品の状況

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新たなメニュー・加工品名	概 要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨を記載します。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載します。

(イ) 開発する新たなメニュー・加工品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注： 開発する新たなメニュー・加工品ごとに、計画策定時の取組方針を記入します。

エ 新商品開発の実施

(ア) 新たなメニュー・加工品の開発に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注： 開発する新たなメニュー等の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記入します。

オ 調査・分析の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

カ 関係者等の相互理解を図るための取組

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

キ 学校給食における地場農林水産物等の導入実証

実施時期	実施内容	実施場所	対象者 (対象者数)

注： 学校給食に取り組む場合に記載します。

(4) 直売所の売上向上に向けた多様な取組

① 事業の成果目標

ア 事業成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯) (事業成果目標)

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する国産原材料又は製造工程の先進性や独自性）やツアーの企画等の特徴等、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な目標（開発した商品の効果（売上高等））を明記します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記入します。

イ 直売所の販売力向上に向けた運営体制強化・経営改善を図るための検討会・研修会の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ウ 新商品の開発

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概 要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨、記載します。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載します。

(イ) 開発する新商品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記入します。

エ 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ト)	(百万円)

注：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記入します。

オ 成分分析等の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記入します。

カ 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

キ 観光事業者等と連携したツアー等の企画

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

ク イベント等の開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者

(5) 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

① 事業の成果目標

ア 事業成果目標の概要

(本事業着手に至る経緯)
(事業成果目標)

注：開発する商品の具体的な特徴（開発する商品の新規性、活用する地場産農林水産物等又は製造工程の先進性や独自性等）、販路開拓の戦略、本事業による取組内容等を記入の上、定量的な目標（商品化による効果（売上高等））を明記します。

イ 定量的な目標の推移

定量的な目標	事業実施前年度 (平成 年)	事業実施年度 (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年)

注：目標年度は事業実施年度を含む3年以内とし、目標年度までの間の定量的な目標を記入します。

② 事業内容

ア 事業実施内容及び実施時期

実施時期	実施内容
第1四半期 (4～6月)	
第2四半期 (7～9月)	
第3四半期 (10～12月)	
第4四半期 (1～3月)	

注：当該年度に複数回実施する場合は、概要を記入します。

イ 新商品の開発

(ア) 開発する新商品名（仮称を含む）及び概要

新商品名	概 要

注：試作品の改良や分析を複数回実施する場合は、概要欄にその旨、記載します。また、どのような市場や消費者を販路と考えて取り組むかについても、概要欄に記載します。

(イ) 開発する新商品に関する取組方針

(新商品名：)	取組方針
仕入れ先の確保の状況	
製造過程における技術的課題	
販売価格の設定及びその考え方	
事業の実施体制	
その他	

注：開発する新商品ごとに、計画策定時の取組方針を記入します。

ウ 配食サービスの実証

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	提供数

注1：対象者に対してアンケート調査を行います。

注2：実施しない場合には、本項目を省略することができます。

エ 体験企画

開催時期	開催名称	開催内容	開催場所	開催場所	備考

注1：対象者に対してアンケート調査を行います。

注2：実施しない場合には、本項目を省略することができます。

オ 食と健康サロンの設置

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	備考

注1：対象者に対してアンケート調査を行います。

注2：実施しない場合には、本項目を省略することができます。

カ 介護食品提供方法の実証

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	備考

注1：対象者に対してアンケート調査を行います。

注2：実施しない場合には、本項目を省略することができます。

キ セミナーの開催

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	備考

注1：対象者に対してアンケート調査を行います。

注2：実施しない場合には、本項目を省略することができます。

ク 主要原料取引計画及び売上計画

(ア) 主要原料の取引を行う農林漁業者等の概要

農林漁業者等	所在地	対象農林水産物	作付面積	出荷量	販売額
			(ha)	(ト)	(百万円)

注1：直近年度の作付面積、出荷量、販売額を記入します。

注2：農林漁業者自らが商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る農林水産物等）について記入します。

(イ) 主要原料取引計画の概要

主要原材料名 ()	初年度 a (平成 年)	第2年度 (平成 年)	第3年度 b (平成 年)	b/a
原料使用量	(ト)	(ト)	(ト)	%
うち契約取引数量				

注1：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記入します。

注2：農林漁業者等が自ら商品開発に取り組む場合には、当該取組に使用される原料（自らの生産に係る農林水産物等）について記入します。

(ウ) 売上計画の概要

製品名	販売先	初年度 (平成 年) a	第2年度 (平成 年)	第3年度 (平成 年) b	b/a
		千円	千円	千円	%
計					

注：翌年度からの計画を、年度別（当年4月から翌年3月まで）に記入します。

ケ 報告書の作成・配布

作成部数	主な配布先	備考
部		

4 バリューシステムやバリューチェーンに係る取組について

- (1) バリューシステムに係る取組（実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等）

注：別紙を添付してもよいです。

- (2) イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの分野で新結合を行う取組）

注：別紙を添付してもよいです。

- (3) 地域経済への波及効果を及ぼす取組（競合商品・競合先がなく、地域経済（雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果を及ぼす取組）

注：別紙を添付してもよいです。

5 行政施策等との関連性等

該当する項目にチェックを入れて下さい。

- (1) 事業実施主体の所在する市区町村で、「地産地消促進計画」を策定していますか。（事業実施主体の所在する市区町村で策定した「地産地消促進計画」に即した取組ですか。）

該当します 該当しません

- (2) 事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域ですか。（事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられていますか。）

該当します 該当しません

- (3) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組ですか。

該当します 該当しません

- (4) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組ですか。

該当します 該当しません

(5) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(6) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組ですか。

該当します 該当しません

6 事業費積算書（推進事業（地域タイプ））

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠）
		円	円	
合計				
交付金額				

注1： 交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入して下さい。

注2： 他の民間団体等に事業の全部または一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記して下さい。

- ①委託先
- ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

【参考】 事業計画全体における経費明細表

単位：円

区分	総事業費	内訳		
		交付金	自己負担金	その他
加工適性のある作物導入支援				
新商品開発・販路開拓支援				
施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大				
直売所の売上向上に向けた多様な取組				
地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発				
計				

7 添付書類

- ア 事業実施主体の概況
 - (ア) 定款又はこれに準ずる規約
 - (イ) 役員等名簿
 - (ウ) 事業計画、収支予算書及び収支決算書等
- イ 市区町村戦略の内容を確認できる資料
- ウ 地産地消促進計画の内容を確認できる資料
- エ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
- オ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
- カ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料
- キ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料
- ク 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
- ケ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：ア、イについては必ず添付して下さい。また、ウ～クの資料については、5の（1）～（6）の項目において「該当します」のチェックをした場合に添付して下さい。

6次産業化ネットワーク活動交付金（整備事業のうち事業者タイプ）実施計画書

都道府県知事又は

市区町村長

殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出します。

本事業実施に関する情報の取扱いについての同意の確認

市区町村の長を経由して提出する場合は、以下について「同意します」又は「同意しません」のいずれかに○をつけてください。

市区町村の長に提出した事業実施計画、事業実施状況の報告書及び成果目標の達成状況の評価の報告書に記載した情報について、地方農政局長等が、都道府県知事と共有することに、

同意します。

同意しません。

※個人情報の取扱い

地方農政局長等は、6次産業化ネットワーク活動交付金の実施に関して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理します。

1 事業実施主体等の概要及び添付書類

(1) 事業実施主体の概要

法律の事業計画認定状況									
法律名			事業計画名		認定状況		認定(申請)年月日		
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律			総合化事業計画		認定済	申請中	年	月	日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律			農商工等連携事業計画		認定済	申請中	年	月	日
(ふりがな)	()								
事業実施主体の名称						代 表 者	役職名		
							氏名		
主たる事務所の所在地	(〒 -)						性別		
							電話番号	-	-
							FAX番号	-	-
事業実施場所(住所)							E-mail		
							常時使用する従業員数		名
種類		設立年月日	平成	年	月	日	みなし大企業の確認		重複申請の有無 有 ・ 無
業種							みなし大企業 である ・ でない		
事業実施主体の概要									
事業実施主体の事業内容									
過去の類似関連事業の実績、実施内容等									
事業実施主体又は事業担当者の業績等									
事業担当者名									

構成員(出資者等)									
氏名	性別	住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	事業実施主体における役職名	出資金		出資等比率		備考
					千円			%	
						千円		%	
						千円		%	
						千円		%	
						千円		%	
						千円		%	
						千円		%	
						千円		%	
雇用に関する目標 ※構成員に3戸以上の農林漁業者 を含まない団体のみ記載		申請時 (平成 年度)		1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	5年度目 (平成 年度)	
		人		人	人	人	人	人	人

- 注 1 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあつては根拠法に基づく正式名称を記入し、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあつては「任意団体」と記入することとします。
- 2 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入することとします。(農業、林業、漁業、製造業等)
- 3 「事業内容」の欄には、定款又は規約等で定める事業内容の全てを記載することとします。
- 4 みなし大企業でない場合は「みなし大企業の確認」の欄で「でない」に○をし、みなし大企業の場合は「である」に○をすることとします。
- 5 本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募の場合は、「重複申請の有無」の欄で有を選択し、申請中の事業名及び事業概要を記入することとします。
- 6 構成員(出資者等)の欄内は事業実施主体が農林漁業者が組織する団体である場合のみ記入することとします。
- 7 構成員(出資者等)の欄には、その全てを記入します。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入することとします(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含みます。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入することとします。
- 8 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入することとします。
- 9 「備考」の欄には、農業生産法人である場合に農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれに該当するかを記入してください。この場合、常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入することとします。
- 10 「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とすることとします。
- 11 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入することとします。

(2) 連携する事業者の概要 …… 実施要綱別記3-1 第5の1の(1)の②

	連携事業者	活動拠点:住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					

- 注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種(大分類)を記載することとします。(農業、林業、漁業、製造業等)
- 2 申請者が農林漁業者の場合、販路等で連携する事業者を記載することとします。
- 3 申請者が中小企業者の場合、農商工等連携事業計画で連携する農林漁業者及び販路等で連携する事業者を記載することとします。
- 4 連携する者について全て記載し、欄が足りない場合には欄を追加して記載することとします。

2 事業の概要

事業の内容 及び実施方法	
事業の効果 (自らの経営改善 の他、地域農業、 地域経済への効 果等を記入)	
事業の スケジュール	

注 別記3-1の第1の2を選択している場合は、「事業の内容及び方法」に「**新商品**」の ①名称 ・ ②概要 ・ ③セールスポイント を必ず盛り込みます。

3 機械・施設の設置計画 …… 別記3-1 第5の1の(1)の③及び④

	No.	機械名	用途	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分(円)					貸付けの詳細			竣工予定 年月日	
								自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付 時期		償還 年数
								うち貸付金	都道府県	市町村	その他						
機 械																	
	合計							0	0	0	0	0	0				
施 設																	
	合計							0	0	0	0	0	0				
機械・施設の合計							0	0	0	0	0	0					

注1 「用途」の欄には、「○○のカット」、「○○の冷蔵」、「○○の梱包」等当該機械が備えている機能を記入することとします。
 2 「施設名」には、「○○食品加工施設」、「○○育苗施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入することとします。
 3 「機械・施設の合計」には機械・施設の「総事業費」、「負担区分」の合計を記入することとします。
 4 複数の機械・施設を導入する場合は、欄を追加し記入することとします。

4 機械・施設の規模決定根拠及び利用計画 . . . 別記3-1 第5の1の(1)の④及び⑤

①	機械・施設名		使用する農林水産物名等			製品名		使用工程		
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
	処理量[t]							0.0		
	利用日数							0.0		
								0.0		
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
	利用日数							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
	規模決定根拠									
②	機械・施設名		使用する農林水産物名等			製品名		使用工程		
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
	処理量[t]							0.0		
	利用日数							0.0		
								0.0		
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
	利用日数							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
	規模決定根拠									

注 この様式に準ずる既存書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができます。
 注 特に、建物等の規模決定根拠はそれぞれのスペースごとにその用途や必要性、規模決定根拠を記載するとともに、各スペースの面積がわかる平面図等を添付してください。

5 組織の収支計画 . . . 別記3-1 第5の1の(1)の⑥

(1) 農林漁業者の組織する団体

経営全体の収支計画

		1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高		千円	千円	千円	千円	千円
品目	項目					
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	(うち〇〇〇原料)	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	販売数量	本	本	本	本	本
	単価	円/本	円/本	円/本	円/本	円/本
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
売上高のうち総合化事業計画又は農商工等連携事業計画で用いる農林水産物等及び新商品の売上高		千円	千円	千円	千円	千円

②経営費	千円	千円	千円	千円	千円
原材料費	千円	千円	千円	千円	千円
施設・機械費	千円	千円	千円	千円	千円
うち減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
出荷販売経費	千円	千円	千円	千円	千円
雇用労賃	千円	千円	千円	千円	千円
支払利息	千円	千円	千円	千円	千円
支払地代・賃借料	千円	千円	千円	千円	千円
その他()	千円	千円	千円	千円	千円
所得(①－②)	千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載することが可能です。

2 この様式に準ずる既存の書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができます。

3 総合化事業計画等との整合性をとることとします。

(2) 中小企業者

経営全体の収支計画

	1年度目(年 月期)	2年度目(年 月期)	3年度目(年 月期)	4年度目(年 月期)	5年度目(年 月期)
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益(①-②)	千円	千円	千円	千円	千円
④販売費及び一般管理費	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益(③-④)	千円	千円	千円	千円	千円
⑥営業外収益	千円	千円	千円	千円	千円
⑦営業外費用	千円	千円	千円	千円	千円
⑧経常利益(⑤+⑥-⑦)	千円	千円	千円	千円	千円
⑨人件費	千円	千円	千円	千円	千円
⑩減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
⑪付加価値額(⑤+⑨+⑩)	千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載してよいこととします。

2 この様式に準ずる既存収支(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができます。

6 商品等の販路や需要等の計画 . . . 別記3-1 第5の1の(1)の⑦

(単位:t又は千円)

農林水産物等名 ・新商品名	販売先名	1年度目		2年度目		3年度目		4年度目		5年度目		販売単価	販売開始時期
		(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)	(年 月期)				

注 総合化事業計画等との整合性をとることとします。

7 直近3年の経営状況 . . . 別記3-1 第5の1の(1)の⑩

項目	第 期		第 期		第 期		備考
	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	千円	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	千円	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	千円	
経常利益		千円		千円		千円	※損益計算書により確認 経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用 ※貸借対照表により確認
純資産額 (資産と負債の差額)		千円		千円		千円	

※損益計算書により確認
 経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用
 ※貸借対照表により確認

8 本事業で扱う農林水産物の生産割合 ・ ・ ・ 別記3-1 第5の1の(2)

注 別記3-1の第1の1 農林漁業者団体による6次産業化ネットワークの取組を選択した方のみ記載します。

総合化事業で用いる農林水産物		1年度目 (年 月期)		2年度目 (年 月期)		3年度目 (年 月期)		4年度目 (年 月期)		5年度目 (年 月期)	
	全数量①		t		t		t		t		t
	自社生産量②		t		t		t		t		t
	事業参画者生産量③		t		t		t		t		t
	合計④(②+③)		t		t		t		t		t
	割合=④÷①		%		%		%		%		%
	全数量①		t		t		t		t		t
	自社生産量②		t		t		t		t		t
	事業参画者生産量③		t		t		t		t		t
	合計④(②+③)		t		t		t		t		t
	割合=④÷①		%		%		%		%		%
	全数量①		t		t		t		t		t
	自社生産量②		t		t		t		t		t
	事業参画者生産量③		t		t		t		t		t
	合計④(②+③)		t		t		t		t		t
	割合=④÷①		%		%		%		%		%
	全数量①		t		t		t		t		t
	自社生産量②		t		t		t		t		t
	事業参画者生産量③		t		t		t		t		t
	合計④(②+③)		t		t		t		t		t
	割合=④÷①		%		%		%		%		%

注 1 複数の新商品の場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えることとします。

2 複数の農林水産物の場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えることとします。

3 「割合」における目標年度の欄は50%以上であることが必要です。

4 数量(t)を用いて算出することとしますが、必要に応じて金額(千円)を用いて算出しても差し支えありません。

9 本事業で扱う連携する農林水産物の割合 ・ ・ ・ 別記3-1 第5の1の(3)

注 別記3-1の第1の2 農林漁業者団体と中小企業者による6次産業化ネットワークの取組を選択した方のみ記載することとします。

(1) 新商品等製造計画

(単位:t、千円)

新商品名												
区分	事業実施前 (年 月期)		1年度目 (年 月期)		2年度目 (年 月期)		3年度目 (年 月期)		4年度目 (年 月期)		5年度目 (年 月期)	
製造量												
出荷額												

注 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入することとします。

(2) 連携農林水産物調達計画 「仕入量又は仕入金額」

連携する農林水産物名	連携事業者	連携農林水産物の取扱計画										
		事業実施前 (年 月期)		1年度目 (年 月期)		2年度目 (年 月期)		3年度目 (年 月期)		4年度目 (年 月期)		5年度目 (年 月期)
	小計①											
	連携事業外②											
	合計③=①+②											
	連携比率①÷③		%		%		%		%		%	
	小計①											
	連携事業外②											
	合計③=①+②											
	連携比率①÷③		%		%		%		%		%	

- 注 1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えることとします。
 2 同一農林水産物で複数の連携事業者がいる場合は、連携事業者ごとに記入することとします。
 3 「連携事業者」欄の「連携事業外」は、連携する事業者以外からの調達数量の合計を記入することとします。
 4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入することとします。
 5 「連携比率」における目標年度とする欄は50%以上であることが必要です。

10 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載することとします。

用 語	説 明

1.1 バリューシステムやイノベーションに係る取組について

(1) バリューシステムに係る取組(実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等)

* 別葉可

(2) イノベーションに係る取組(商品、原材料、生産方法、販路、組織の5つの分野で新結合を行う取組)

* 別葉可

(3) 地域経済への波及効果を及ぼす取組(競合商品・競合先がなく、地域経済(売上、所得、雇用)への波及効果を及ぼす取組)

* 別葉可

12 中山間農業ルネッサンス事業と連携する事業について・・・別記3-1 第4の2の(3)

中山間地域等で実施する事業の地域経済への波及効果に関する目標

目標の具体的な内容	現状値	目標値
	(年 月期)	(年 月期)

13 行政施策等との関連性

該当する項目にチェックを入れてください。

(1) 事業実施主体の所在する市区町村(申請者の所在地又は施設整備を行う場所)で策定した「地産地消促進計画」に即した取組ですか。

該当します 該当しません

(2) 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられていますか。

該当します 該当しません

(3) 商品の製造工程においてHACCP(高度化基盤整備を含みます。)を取り入れています(又は取り入れる見込があります)か。

該当します 該当しません

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(5) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(6) 都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組ですか。

該当します 該当しません

(7) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(添付書類)

(1) 応募団体が農林漁業者団体の場合

- ① 農業経営を行う法人の場合
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合
 - ア 法人設立が確実であること分かる書類
 - イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近3か年分の決算報告書
個人経営から新たに設立する場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等
- ③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合
 - ア 組織の代表者、出資金及び規約等の分かる書類
 - イ 経理の一元化を行っていること分かる書類
 - ウ 構成員に所得税が課税されている場合には、直近3か年分の構成員(代表者等)の所得税の確定申告書等。団体に課税されている場合には、直近3か年分の決算報告書
- ④ 共通
 - ア 見積書
 - イ 機械・施設等の位置図
 - ウ 機械・施設等の配置図及び平面図
 - エ 機械・施設整備の工程(工事日程)等
 - オ 商品の製造工程(フローチャート)
 - カ 六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画又はは同法第6条の規定に基づく変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条の規定に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
 - キ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが分かる書類(貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
 - ク 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に係る手続を行う必要がある場合は、その手続等の資料
 - ケ 土地や施設等を他者から貸借して事業を実施する場合は、事業の実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
 - コ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料
 - サ 新商品の販路、加工・製造方法、原料農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
 - シ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため別紙様式第20号に所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

(2) 応募団体が中小企業である場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3か年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ④ 組織の代表者、規約等の分かる書類
- ⑤ 見積書

- ⑥ 機械・施設等の位置図
- ⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図
- ⑧ 機械・施設整備の工程(工事日程)表
- ⑨ 商品の製造工程(フローチャート)
- ⑩ 農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画又は同法第5条に基づく変更した農商工等連携事業計画の写し
- ⑪ 貸付機関からの資金の貸付けに係る計画について、当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが分かる書類(貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
- ⑫ 施設用地について農地法又は農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きを行う必要がある場合は、その手続等の資料
- ⑬ 土地や施設等を他者から貸借して補助事業を実施する場合は、補助事業の実施期間中、確実に事業が実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
- ⑭ 本事業において連携する者との連携状況や役割分担等が分かる資料(農商工等連携事業計画での連携以外にも、多様な事業者と連携する取組の場合のみ添付。)
- ⑮ 新商品の販路、加工・製造方法、原料農林水産物の確保等について専門家と相談した上で検討するなど、成果目標を達成するために行った事業実施前の取組の内容が分かる資料
- ⑯ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、別紙様式第20号に所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

- (3) 地産地消計画促進計画の内容を確認できる資料
- (4) 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料
- (5) 商品の製造工程にHACCPを取り入れることが確認できる資料
- (6) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料
- (7) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であることを確認できる資料
- (8) 中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料
- (9) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料
- (10) その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：(1)又は(2)については必ず添付して下さい。また、(3)～(10)の資料については、13の(1)～(7)の項目において「該当します」のチェックをした場合に添付して下さい。

年 月 日

6次産業化ネットワーク活動交付金(整備事業のうち地域タイプ)実施計画書

都道府県知事又は
市区町村長

殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出します。

本事業実施に関する情報の取扱いについての同意の確認

市区町村の長を経由して提出する場合は、以下について「同意します」又は「同意しません」のいずれかに○を付けてください。

市区町村の長に提出した事業実施計画、事業実施状況の報告書及び成果目標の達成状況の評価の報告書に記載した情報について、地方農政局長等が、都道府県知事と共有することに、

同意します。

同意しません。

※個人情報の取扱い

地方農政局長等は、6次産業化ネットワーク活動交付金の実施に関して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理します。

1 事業実施主体等の概要及び添付書類

(1) 事業実施主体の概要

(ふりがな)	()			代 表 者	役職名	
事業実施主体の名称					氏名	
主たる事務所の所在地	(〒 -)				性別	
					電話番号	- -
					FAX番号	- -
事業実施場所(住所)				E-mail		
				常時使用する従業員数	名	
六次産業化・地産地消法に基づく促進事業者の確認		である ・ でない		市区町村戦略策定年月日	平成 年 月 日	
業種	設立年月日	平成 年 月 日	重複申請の有無	有 ・ 無		
事業実施主体の概要						
事業実施主体の事業内容						
過去の類似関連事業の実績、実施内容等						
事業実施主体又は事業担当者の業績等						
事業担当者名						

- 注 1 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入することとします。(製造業等)
- 2 「事業内容」の欄には、定款又は規約等で定める事業内容の全てを記載することとします。
- 3 本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募している場合は、「重複申請の有無」の欄で有を選択し、申請中の事業名及び事業概要を記入することとします。
- 4 「役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入することとします。
- 5 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば、枠を追加し事業名及び事業概要を記入することとします。

2 事業の概要

事業の内容 及び実施方法	
事業の効果 (地域農業、地域 経済への効果等 を記入)	
事業の スケジュール	

3 機械の設置計画 …… 別記3-2 第5の1の(2)

機械	No.	機械名	用途	処理能力	規格・形式	設置 台数	総事業費 (円)	負担区分(円)					貸付けの詳細			設置予定 年月日	
								自己資金		地方公共団体等による助成金			交付金	貸付機関名	貸付 時期		償還 年数
								うち貸付金	都道府県	市区町村	その他						
合計																	

注1 「用途」の欄には、「〇〇のカット」、「〇〇の冷蔵」、「〇〇の梱包」等当該機械が備えている機能を記入することとします。

2 複数の機械を導入する場合は、欄を追加し記入することとします。

4 新商品の開発計画 …… 別記3-2 第5の1の(2)

(1) 新商品の概要

新商品名	
新商品の概要	
原料農林水産物名	
開発期間	
販売予定時期	

注1 新商品の概要欄には、製法や他の商品には無いセールスポイント等を含めて記入することとします。

2 複数の新商品を開発する場合は、新商品ごとに欄を追加記入することとします。

3 原料農林水産物等の欄には、新商品の主な原材料となる当該市町村で生産される農林水産物等を記入することとします。

(2) 試験販売の概要

商品名	
実施期間	
想定される実施内容	

(3) 商品化に至る新商品数の見込み

単位:(件)

1年度目 (年月期)	2年度目 (年月期)	3年度目 (年月期)	4年度目 (年月期)	5年度目 (年月期)

注 (1)で記入した新商品の総計を記入すること。なお、一度販売した商品であっても一部仕様を変更するため新商品開発を行い再度販売する場合には、仕様変更前の商品とは別の新商品としてカウントできるものとします。

5 機械の利用計画 … 別記3-2 第5の1の(4)

【加工機械】

機械名： _____

新商品名	利用期間	利用日数	月別利用計画(月)											備考	
	目標	目標	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3

【分析機械】

機械名： _____

新商品名	利用期間	利用日数	月別利用計画(月)											備考	
	目標	目標	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3

注1 複数の機械・施設を導入する場合は、機械ごとに欄を追加し記入することとします。

2 複数の新商品について利用する場合は、新商品ごとに記入することとします。

3 「利用期間」については、「通年」、「〇年〇月～〇年〇月」等が分かるように記入することとします。

4 「月別利用計画」については、機械の稼働日数を記入することとします。

5 分析機器については、開発された新商品の成分分析に利用する場合にも稼働日数として計上することとします。

6 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載することとします。

用 語	説 明

7 バリューシステムやイノベーションに係る取組について

(1) バリューシステムに係る取組(実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等)

※別葉可

(2) イノベーションに係る取組(商品、原材料、生産方法、販路、組織の5つの分野で新結合を行う取組)

※別葉可

(3) 地域経済への波及効果を及ぼす取組(競合商品・競合先がなく、地域経済(売上、所得、雇用)への波及効果を及ぼす取組)

※別葉可

8 行政施策等との関連性

該当する項目にチェックを入れてください。

(1) 事業実施主体の所在する市町村(申請者の所在地又は施設整備を行う場所)で策定した「地産地消促進計画」に則した取組ですか。

該当します 該当しません

(2) 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられています。

該当します 該当しません

(3) 商品の製造工程においてHACCP(高度化基盤整備を含みます。)を取り入れ、(又は取り入れる見込みがあります)か。

該当します 該当しません

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(5) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組ですか。

該当します 該当しません

(6) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(7) 都道府県が策定した中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組ですか。

該当します 該当しません

(8) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組ですか。

該当します 該当しません

(添付書類)

(1) 応募団体が市区町村の場合

- ① 機械の見積書
- ② 機械の配置図
- ③ 機械設置の工程(工事日程)表
- ④ 新商品の開発工程(フローチャート)
- ⑤ 施設等を他社から借用して本事業を実施する場合は、事業実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
- ⑥ 市区町村戦略の写し
- ⑦ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、別紙様式第21号に所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

(2) 応募団体が民間団体等(6次産業化・地産地消推進協議会の構成員又は促進事業者)の場合

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 直近3ヶ年分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
- ④ 組織の代表者、規約等の分かる資料
- ⑤ 資金の貸付けに係る計画について当該資金を貸し付ける機関と事前相談等を行ったことが分かる資料書類(貸付機関名(支店名)、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの)
- ⑥ 機械の見積書
- ⑦ 機械の配置図
- ⑧ 機械設置の工程(工事日程)表
- ⑨ 新商品の試作工程(フローチャート)
- ⑩ 施設等を他社から借用して本事業を実施する場合は、事業実施期間中、確実に事業実施できることを証する賃貸借契約書や誓約書等の資料
- ⑪ 市区町村戦略の写し
- ⑫ 6次産業化・地産地消推進協議会の構成員であることを確認できる資料(促進事業者にあつては、総合化事業計画の写し)
- ⑬ 費用対効果分析における投資効率の算定の根拠を明らかにするため、別紙様式第20号に所要の事項を記載した書面及び当該書面のデータの根拠の欄に記載された内容を確認するために必要な書面

(3) 地産地消計画促進計画の内容を確認できる資料

(4) 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料

(5) 商品の製造工程にHACCPを取り入れることが確認できる資料

(6) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

(7) 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置づけられた取組であることを確認出来る資料

(8) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であることを確認できる資料

(9) 中山間地農業の振興を図るための地域別農業振興計画に位置付けられた取組であることが確認できる資料

(10) 特定有人国境離島地域の地域社会維持に資する取組であることを確認できる資料

(11) その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注: (1) 又は(2)については必ず添付して下さい。また、(3)～(10)の資料については、8の(1)～(8)の項目において「該当します」のチェックをした場合に添付して下さい。

別紙様式第4-1号 (第5関係)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名 印
市区町村長 氏 名 印

平成 年度6次産業化ネットワーク活動交付金の都道府県計画の妥当性の協議について

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）第5の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、本要綱第5の1の規定（3の規定により準用する場合を含みます。）により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業実施計画の写しを添付することとします。
- 2 特認団体の協議がある場合は、別紙様式第10号の特認団体認定協議書を添付することとします。
- 3 戦略策定市区町村長から地方農政局長等に市区町村計画を提出する場合は、「第5の2」を「第5の3」に、「都道府県計画」を「市区町村計画」と読み替えます。

別紙様式第4-2号 (第5関係)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

都道府県知事 氏 名 印
市区町村長 氏 名 印

平成 年度6次産業化ネットワーク活動交付金の都道府県計画の変更の妥当性の協議
について

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務
次官依命通知）第5の4に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、本要綱第5の1の規定（3の規定により準用する場合を含みます。）
により提出された事業実施計画及び都道府県知事自らが事業実施主体となる事業の事業
実施計画の写しを添付することとします。
- 2 特認団体の協議がある場合は、別紙様式第10号の特認団体認定協議書を添付すること
とします。
- 3 戦略策定市区町村長から地方農政局長等に市区町村計画を提出する場合は、「都道府
県計画」を「市区町村計画」と読み替えます。
- 4 事業実施計画の添付資料については、変更があったものだけを添付することとします。

別紙様式第4-1号及び4-2号(別表)

1. 事業総括表

(都道府県(市区町村)名:)

市区町村名	事業実施主体名	メニュー	事業内容	事業費 (円)	負担区分(円)			完了 年月日	備考
					交付金	都道府県費 市町村費	自己資金		
							うち借入金		

- (注) 1 「市区町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 2 「メニュー」の欄については、支援体制整備事業、推進事業のうち事業者タイプ、推進事業のうち地域タイプ、整備事業のうち事業者タイプ、整備事業のうち地域タイプのいずれかの名称を記入すること。
 3 「事業内容」の欄については、本要綱別記1から別記2-2の第1に定める事業内容、別記3-1及び別記3-2の第2に定める交付対象施設名等を記入するほか、整備事業においては、整備する施設の名称、規模及び処理量を記入すること。
 4 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。

別紙様式第4-1号及び第4-2号 (第5関係)

2-① 支援体制整備事業

No.	事業実施主体名	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業実施計画に対する評価の基準による配点											ポイント 総計	備考	
				I													
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
1				0													
2				0													
3				0													
4				0													
5				0													
6				0													
7				0													
8				0													
9				0													
10				0													
11				0													
12				0													
13				0													
14				0													
15				0													
16				0													
17				0													
18				0													
19				0													
20				0													
合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」(平成25年5月16日付け25食産第626号食料産業局長通知)(以下、本様式において「配分基準」という。)に規定する評価項目ごとにポイントを記入すること

別紙様式第4-1号及び第4-2号（第5関係）

2-⑤ 整備事業（地域タイプ）

No.	事業実施主体名	対象となる優先枠	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業実施計画に対する評価の基準による配点																					ポイント 計 (A)	ポイント 補正 (B)= (A)×105/98	備考		
					I							II	III	IV		V	VI	VII												
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑					
1																										0	0			
2																											0	0		
3																											0	0		
4																											0	0		
5																											0	0		
6																											0	0		
7																											0	0		
8																											0	0		
9																											0	0		
10																											0	0		
11																											0	0		
12																											0	0		
13																											0	0		
14																											0	0		
15																											0	0		
16																											0	0		
17																											0	0		
18																											0	0		
19																											0	0		
20																											0	0		
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1) 「事業実施計画に対する評価の基準による配点」の欄については、「配分基準」に規定する評価項目ごとにポイントを記入すること。

(注2) 「対象となる優先枠」の欄については、配分基準第1(1)に該当する取組の場合「中山間地農業枠」、配分基準第1(2)に該当する取組の場合「特定有人国境離島地域枠」と記入すること。

別紙様式第4-1号及び第4-2号 (第5関係)
 3. 事業費の内訳 (整備事業)

(〇〇県 (〇〇市) 平成〇〇年度)

(目) 農山漁村6次産業化対策整備交付金

(単位: 千円)

新規事業			都道府県 (市区町村) 附帯事務費		総計	
件数	事業費	交付金		交付金		交付金

別紙様式第4-1号及び第4-2号 (第5関係)

4. 都道府県(市区町村) 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農山漁村6次産業化対策整備交付金

(都道府県(市区町村))

区 分		金額(千円)	内 容	内 訳
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

別紙様式第5号（第7及び8関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 ）

都 道 府 県 知 事 氏 名 印
市 区 町 村 長 氏 名 印

6次産業化ネットワーク活動交付金の事業実施状況報告及び評価報告（平成 年度）

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）の第7及び第8により、別添のとおり報告します。

（注1）支援体制整備事業の事業実施主体にあつては、別紙様式第1号別添に準じて、推進事業の事業実施主体にあつては、別紙様式第2-1号別添又は第2-2号別添に準じて、事業実施結果に係る報告書を作成し、添付します。なお、添付を行うのは、事業実施年度及び事業目標年度における事業実施状況報告の場合のみとします。

（注2）6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱第8に基づき評価報告を行う場合、下線部を追加します。

都道府県等事業実施状況報告書及び評価報告書(支援体制整備事業)

(〇〇都道府県 〇〇市区町村) 平成〇年度

市区町村名	事業実施主体名	事業実施前年度	◇年	①6次産業化等に関する戦略の策定	②人材育成研修会の開催	③農林漁業者等へのサポート活動	総事業費(円)	交付金(円)				完了年月日	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県(市区町村)における事業実施状況の点検結果及び評価	備考	
								交付金	都道府県費	市町村費	その他					
		事業実施前年度	◇年													
		計画時の成果目標	(目標年度)〇年													
		実績(事業実施年度)	△年									(点検結果) (課題) (改善方法)				
		実績(第2年度)	□年									(点検結果) (課題) (改善方法)				
		実績(第3年度)	○年									(事業の効果) (課題) (改善方法)				

- (注1) 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書(目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書)を添付します。
- (注2) 事業実施年度(初年度)から目標年度までの間の事業の実施状況についての点検結果、課題及び課題の改善方法について、数値を入れながら記載します。なお、事業実施年度(初年度)を目標年度とする場合は、第2年度、第3年度の記載は不要です。
- (注3) 本要綱5の3の規定により、都道府県を経由せず地方農政局等に提出する場合には、都道府県の点検結果欄には市区町村による点検結果を記載します。
- (注4) 目標年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び改善方法について記載します。
- (注5) 事業実施年度(初年度)及び目標年度における報告の際は、事業実施計画(別紙様式第1号別添)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付して下さい。

都道府県等事業実施状況報告書及び評価報告書(推進事業(事業者タイプ/地域タイプ))

(〇〇都道府県 〇〇市区町村) 平成〇年度

市区町村名	事業実施主体名			①加工適性のある作物導入	②新商品開発・販路開拓の実施	③施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大	④直売所の売上向上に向けた多様な取組	⑤地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発	総事業費(円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県(市区町村)における事業実施状況の点検結果及び評価	備考
										交付金	都道府県費	市町村費	その他				
		事業実施前年度	◇年														
		計画時の成果目標	(目標年度)〇年														
		実績(事業実施年度)	△年											(点検結果) (課題) (改善方法)			
		実績(第2年度)	□年											(点検結果) (課題) (改善方法)			
		実績(第3年度)	○年											(事業の効果) (課題) (改善方法)			

- (注1) 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書(目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書)を添付します。
- (注2) 事業実施年度(初年度)から目標年度までの間の事業実施状況についての点検結果、課題及び改善方法について、数値を入れながら記載します。なお、事業実施年度(初年度)を目標年度とする場合は、第2年度、第3年度の記載は不要です。
- (注3) 本要綱5の3の規定により、都道府県を経由せず地方農政局等に提出する場合には、都道府県の点検結果欄には市区町村による点検結果を記載します。
- (注4) 目標年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び改善方法について記載します。
- (注5) 事業実施年度(初年度)及び目標年度における報告の際は、事業実施計画(別紙様式第1号別添)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、添付して下さい。

都道府県等事業実施状況報告書及び評価報告書(整備事業(事業者タイプ))

(〇〇県(市区町村) 平成〇年度)

市区町村名	事業実施主体名	農林漁業者が組織する団体による6次産業化ネットワークの取組		農林漁業者団体等と中小企業者による6次産業化ネットワークの取組				事業費(円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県(市区町村)の点検結果及び評価	備考										
									総合化事業計画で用いる農林水産物等及び新商品の売上高(千円)		うち、本事業により整備した施設・機械等に係る売上高(千円)						所得(営業利益)(千円)		中小企業者にあつては総売上高、農林漁業者にあつては認定農工商等連携事業計画に係る農林水産物の売上高(千円)		付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)(千円)		自己資金	地方公共団体等		交付金
																								うち貸付金	都道府県	
(例)〇〇市	〇〇農協	成果目標	(目標年度)〇年																							
		実績(初年度)	達成率(%)																							
		実績(第2年度)	達成率(%)																							
		実績(第3年度)	達成率(%)																							
		実績(第4年度)	達成率(%)																							
		実績(第5年度)	達成率(%)																							

<中山間地域等における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標>

市区町村名	事業実施主体名	中山間地域等における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標			事業実施主体の点検結果	都道府県の点検結果
		目標の内容	実績	達成率(%)		
(例)〇〇市	〇〇農協		実績(初年度)			
			実績(第2年度)			
			実績(第3年度)			
			実績(第4年度)			
		目標年度	実績(第5年度)			

(注1) 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書(目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書)及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添付します。
 (注2) 点検結果には、事業実施状況についての点検結果、課題及び課題の改善方法について記載します。
 (注3) 目標年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び課題の改善方法について記載します。
 (注4) 都道府県が策定する「中山間地域に関する地域別振興計画」に基づいて実施した事業については、「中山間地域等における地域経済への波及効果を及ぼす取組に関する目標」の欄も記入します。
 (注5) 本要綱5の3の規定により、都道府県を経由せず地方農政局等に提出する場合には、都道府県の点検結果欄には市区町村による点検結果を記載します。

(〇〇県(〇〇市区町村) 平成〇年度)

市区町村名	事業実施主体名	成果目標 (最終年度)〇年		商品化に至った商品数	事業費(円)	負担区分(円)					完了年月日	事業実施主体の点検結果及び評価	都道府県(市区町村)の点検結果及び評価	備考		
						自己資金		地方公共団体等							交付金	
						うち貸付金	都道府県	市町村	その他							
(例) 〇〇市	〇〇農協	成果目標	(最終年度)〇年													
		実績(初年度)	達成率(%)													
		実績(第2年度)	達成率(%)													
		実績(第3年度)	達成率(%)													
		実績(第4年度)	達成率(%)													
		実績(第5年度)	達成率(%)													

(注1) 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書(目標年度においては事業実施状況報告書及び評価報告書)及び経営状況の確認できる資料として直近年度の決算報告書を添付します。

(注2) 点検結果には、事業実施状況についての点検結果、課題及び課題の改善方法について記載します。

(注3) 最終年度にあつては、表題及び表中の下線部を追加するとともに、事業の効果、事業実施上の課題及び課題の改善方法について記載します。

(注4) 本要綱5の3の規定により、都道府県を経由せず地方農政局等に提出する場合には、都道府県の点検結果欄には市区町村による点検結果を記載します。

サポートセンター入力欄	相談者No.		版数		更新日	
	相談者カルテ承認者					

平成 年度 6次産業化サポートセンター 相談者カルテ

【I. 相談者の基本情報シート】

フリガナ			
会社名又は氏名			
フリガナ			
代表者			
担当者	部署・役職	フリガナ	
		氏名	
所在地	〒		
電話番号			
携帯番号			
FAX番号			
電子メール			
ホームページ			

サポートセンターへの 派遣申請のきっかけ	
-------------------------	--

業種	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業・水産業 <input type="checkbox"/> その他		
経営区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 農業共同組合等の団体 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他		
設立年度		資本金	百万円
従業員数	(常時雇用者数) 名	直近売上高 (全体)	百万円 (平成 年 月期)
	(臨時雇用者数) 名		
全体の事業概要 (要約)			
6次産業化の取組概要 (要約)	1次(生産)	2次(加工)	3次(流通・販売)
連携事業者の取組概要			
総合化事業計画の認定	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 興味がある <input type="checkbox"/> 申請準備中 <input type="checkbox"/> 認定済み (年 月～年 月)		
農商工等連携の認定	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 興味がある <input type="checkbox"/> 申請準備中 <input type="checkbox"/> 認定済み (年 月～年 月)		
その他の認定・認証等			

【Ⅱ. 支援報告シート】

平成〇〇年度 派遣回数	回目
-------------	----

支援実施日	平成	年	月	日	:	～	:
-------	----	---	---	---	---	---	---

(必要に応じて行を追加します。)

相談者名	(事業者名) (担当者名)
プランナー名	
派遣同行者	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (詳細)
場所	

具体的な相談内容	
----------	--

課題	支援内容	今後の対応
(相談内容に関する現状を整理し、課題やその原因についてまとめます。)	(現状・課題を踏まえ、アドバイスした内容と、その根拠について具体的に記載します。)	

(複数の課題がある場合は、行を追加します。)

備考・連絡事項等	
添付資料有無	<input type="checkbox"/> 添付資料あり <input type="checkbox"/> 添付資料なし

支援を行った内容の分類(※)

- | | | |
|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 1.農林水産物の生産技
(例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等 | <input type="checkbox"/> 9.品質管理
(例)商品設計における品質管理等 | <input type="checkbox"/> 17.輸出 |
| <input type="checkbox"/> 2.農林水産物の加工技
(例)製造方法、包装方法、設備導入等 | <input type="checkbox"/> 10.生産管理
(例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)等 | <input type="checkbox"/> 18.経営管理 |
| <input type="checkbox"/> 3.新商品企画の情報収集・分析
(例)市場・競合分析、ターゲット設定等 | <input type="checkbox"/> 11.小売
(例)販売店舗運営、通信販売運営等 | <input type="checkbox"/> 19.資金調達
(農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む) |
| <input type="checkbox"/> 4.新商品企画
(例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案 | <input type="checkbox"/> 12.サービスの提供
(例)飲食店舗運営、観光等 | <input type="checkbox"/> 20.6次産業化事業体の設立
(例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等 |
| <input type="checkbox"/> 5.新商品の商品設計
(例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等 | <input type="checkbox"/> 13.補助事業の情報収集 | <input type="checkbox"/> 21.雇用・人材育成 |
| <input type="checkbox"/> 6.新商品の販路開拓
(例)販売先、商品の提案方法等 | <input type="checkbox"/> 14.他事業者とのネットワーク
(例)連携先開拓等 | <input type="checkbox"/> 22.申請書類等の作成 |
| <input type="checkbox"/> 7.広告・宣伝
(例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等 | <input type="checkbox"/> 15.法令
(例)知的財産等 | <input type="checkbox"/> 23.農業観光 |
| <input type="checkbox"/> 8.ブランディング
(例)付加価値を高める工夫等 | <input type="checkbox"/> 16.宗教
(例)ハラル等 | <input type="checkbox"/> 24.農福連携 |
| | | <input type="checkbox"/> 25.その他
(内容) |

【Ⅲ. 相談者の取組概要シート】

平成	年	月	日	現在
----	---	---	---	----

(相談内容に応じて、必要な部分を記入します。)

(支援を重ねるごとに情報を上書きします。)

1. 農林水産物等の生産・販売体制

取扱い農林水産物等の分類

<input type="checkbox"/> 1.野菜	<input type="checkbox"/> 2.果樹	<input type="checkbox"/> 3.畜産物	<input type="checkbox"/> 4.米	<input type="checkbox"/> 5.水産物
<input type="checkbox"/> 6.林産物	<input type="checkbox"/> 7.豆類	<input type="checkbox"/> 8.茶	<input type="checkbox"/> 9.麦類	<input type="checkbox"/> 10.蕎麦
<input type="checkbox"/> 11.花き	<input type="checkbox"/> 12.野生鳥獣	<input type="checkbox"/> 13.その他		

取扱い農林水産物等	栽培面積	収穫量	出荷先	特徴・課題
栽培面積合計				(必要に応じて行を追加します。)

特記事項	
------	--

(売上げに関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

2. 新商品の開発・生産・販売体制

①新商品の開発について

テーマ・商品名	開発のための現状分析	商品の概要
	(市場・自社・競合の状況について)	(コンセプト・価格・販路・宣伝方法について)

(複数の取組がある場合は、行を追加します。)

(加工品の写真があれば、添付します。)

②新商品の生産体制について

テーマ・商品名	商品の生産体制
	(加工施設・設備・生産管理・品質管理等)

(複数の取組がある場合は、行を追加します。)

③新商品の販売体制について

テーマ・商品名	商品の販売体制
	(販売方法・販売先・販売管理等)

(必要に応じて行を追加します。)

(売上げに関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

3. 経営管理について

(経営管理体制、資金調達等について)	
補助事業等の活用	<input type="checkbox"/> 補助事業等を活用している <input type="checkbox"/> 補助事業等を活用していない (詳細)
	<input type="checkbox"/> 今後、補助事業の活用を検討したい <input type="checkbox"/> 今後、補助事業の活用を希望していない (詳細)
農林漁業成長産業化ファンドの活用	<input type="checkbox"/> 農林漁業成長産業化ファンドを活用している <input type="checkbox"/> 農林漁業成長産業化ファンドの活用を検討したい <input type="checkbox"/> 農林漁業成長産業化ファンドの活用を希望していない
6次産業化事業体(新会社)の設立	<input type="checkbox"/> 6次産業化事業体(新会社)の設立を検討している <input type="checkbox"/> 6次産業化事業体(新会社)の設立を検討していない

(収支に関する情報があれば、「収支状況シート」に記入します。)

4. その他

--

【IV. 事業全体の収支状況シート】

平成 年 月 日現在

(相談内容に応じて、必要な部分を記入します。)

(支援を重ねるごとに情報を上書きします。)

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
売上高(※)						
経営費						
人件費						
減価償却費						
変動費						
営業利益						
経常利益						
所得						
純利益						
流動資産						
流動負債						
自己資本						
総資産						
短期借入金						
長期借入金						

(※)売上高の内訳として、農林水産物等及び6次産業化の新商品のそれぞれの売上高を記載します。
また、必要に応じ、行を追加して記入します。

備考

【V. 派遣後の取組状況シート】

平成	年	月	日	現在
----	---	---	---	----

ナポールセンター事務局において取組状況調査後に記入します。

1. 課題解決の状況

<input type="checkbox"/> 課題解決に至った (詳細)	<input type="checkbox"/> 一部の課題は解決に至った	<input type="checkbox"/> 課題解決に至っていない	<input type="checkbox"/> 経過を観察中
---	---------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

2. 6次産業化の取組状況について

総合化事業計画等の認定の有無	<input type="checkbox"/> 総合化事業計画の認定を受けた(平成 年 月 日認定) 又は申請する予定である <input type="checkbox"/> 総合化事業計画の申請をする予定がない	
補助事業等の活用	<input type="checkbox"/> 補助事業等を活用している <input type="checkbox"/> 補助事業等を活用していない	(詳細)
	<input type="checkbox"/> 今後、補助事業の活用を検討したい <input type="checkbox"/> 今後、補助事業の活用を希望していない	(詳細)
農林漁業成長産業化ファンドの活用	<input type="checkbox"/> 農林漁業成長産業化ファンドを活用している <input type="checkbox"/> 農林漁業成長産業化ファンドの活用を検討したい <input type="checkbox"/> 農林漁業成長産業化ファンドの活用を希望していない	
6次産業化事業体(新会社)の設立	<input type="checkbox"/> 6次産業化事業体(新会社)の設立を検討している <input type="checkbox"/> 6次産業化事業体(新会社)の設立を検討していない	

3. 今後の課題等

--

4. その他

--

別紙様式第7号

(別記1の第1の3の(2)関係)

サポートセンター入力欄	相談者No.	プランナーNo.
	管理者	

平成 年度 6次産業化プランナーに関する満足度調査

本調査は、当サポートセンターから「6次産業化プランナー」の派遣を受けた事業者の方を対象に、「6次産業化プランナー」の活動内容を把握するために実施しているものです。
差し支えない範囲でアンケート項目に御回答いただき、当サポートセンターまで御返信いただきますよう、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

事業者名	
6次産業化プランナーへの相談内容	
プランナー訪問日時	年 月 日 : ~ :

Q. 今回の6次産業化プランナーの相談対応について、教えてください。

		満足度(あてはまるもの1つに○)			
		満足 (3点)	おおむね満足 (2点)	やや不満 (1点)	不満 (0点)
1	挨拶や言葉遣い、対応はきちんとしていましたか。				
	コメント (自由回答)				
2	訪問の際の時間や約束事は守られていましたか。				
	コメント (自由回答)				
3	事前の調整や情報収集など、時間の有効活用に配慮されていましたか。				
	コメント (自由回答)				
4	誠意をもち、熱心に対応していましたか。				
	コメント (自由回答)				
5	あなたの相談について、正しく理解してくれましたか。				
	コメント (自由回答)				
6	あなたの相談に対する専門知識は十分でしたか。				
	コメント (自由回答)				
7	あなたの相談に対する企画・提案の説明は分かりやすいものでしたか。				
	コメント (自由回答)				
8	あなたの相談に対する企画・提案の内容は、役に立ちましたか。				
	コメント (自由回答)				

		はい	いいえ
9	6次産業化プランナーから、謝金や交通費等の金銭を要求されることがありましたか。		
	コメント (自由回答)		
10	6次産業化プランナーから、相談内容とは無関係に、宣伝、勧誘、あっせんその他の行為をされましたか。		
	コメント (自由回答)		

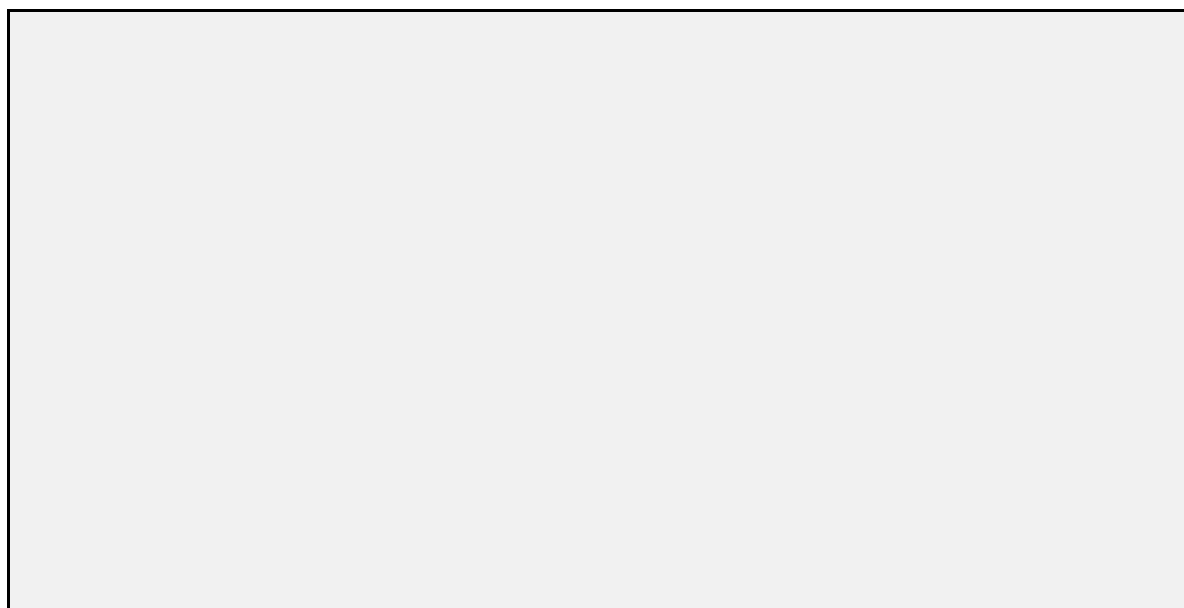
Q. 今回の6次産業化サポートセンターの対応について、教えてください。

		はい	いいえ
11	6次産業化サポートセンターの言葉遣いや対応はきちんとしていましたか。		
	コメント (自由回答)		
12	あなたの相談内容に対し、適切な6次産業化プランナーが派遣されましたか。		
	コメント (自由回答)		

Q. 今後の支援に関する要望について教えてください。

		はい	いいえ
13	今後、6次産業化プランナーによる支援を希望しますか。		
	コメント (自由回答)		
14	(13で「はい」と回答した方) 6次産業化プランナーによる支援を希望する専門分野について、あてはまるもの全てに○を付けます。		
	1. 農林水産物の生産技術 (例) 栽培方法、収穫方法、栽培品種等		13. 補助事業の情報収集
	2. 農林水産物の加工技術 (例) 製造方法、包装方法、設備導入等		14. 他事業者とのネットワーク (例) 連携先開拓等
	3. 新商品企画の情報収集・分析 (例) 市場・競合分析、ターゲット設定等		15. 法令 (例) 知的財産等
	4. 新商品企画 (例) 商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案		16. 宗教 (例) ハラル等
	5. 新商品の商品設計 (例) 原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等		17. 輸出
	6. 新商品の販路開拓 (例) 販売先、商品の提案方法等		18. 経営管理
	7. 広告・宣伝 (例) ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等		19. 資金調達 (農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)
	8. ブランディング (例) 付加価値を高める工夫等		20. 6次産業化事業体の設立 (例) 会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
	9. 品質管理 (例) 商品設計における品質管理等		21. 雇用・人材育成
	10. 生産管理 (例) 工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)等		22. 申請書類等の作成
	11. 小売 (例) 販売店舗運営、通信販売運営等		23. 農業観光
	12. サービスの提供 (例) 飲食店舗運営、観光等		24. 農福連携
	25. その他 (自由回答)		

<御意見・御要望等ございましたら、御記入願います。>



御協力ありがとうございました。

平成 年度 6次産業化プランナーの活動実績一覧表

サポートセンター名	
6次産業化プランナー登録者数	

氏名	専門分野※1																									平成 年度 派遣回数	平成 年度 活動評価結果※2									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25											

(必要に応じ、行を増やして記入願います。)

※1 専門分野（選択肢） ……各6次産業化プランナーが有する専門的知識及び経験に「 ○ 」を付けます。（複数選択可）

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1.農林水産物の生産技術（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等 | 14.他事業者とのネットワーク ^{〔例〕} 連携先開拓等 |
| 2.農林水産物の加工技術（例）製造方法、包装方法、設備導入等 | 15.法令（例）知的財産等 |
| 3.新商品企画の情報収集・分析（例）市場・競合分析、ターゲット設定等 | 16.宗教（例）ハラール等 |
| 4.新商品企画（例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案 | 17.輸出 |
| 5.新商品の商品設計（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等 | 18.経営管理 |
| 6.新商品の販路開拓（例）販売先、商品の提案方法等 | 19.資金調達（農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む） |
| 7.広告・宣伝（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等 | 20.6次産業化事業体の設立 ^{〔例〕} 会社設立に係る財務、法務、労務、人事等 |
| 8.ブランディング（例）付加価値を高める工夫等 | 21.雇用・人材育成 |
| 9.品質管理（例）商品設計における品質管理等 | 22.申請書類等の作成 |
| 10.生産管理（例）工場等の工程管理（品質管理、在庫・物流管理等を含む） | 23.農業観光 |
| 11.小売（例）販売店舗運営、通信販売運営等 | 24.農福連携 |
| 12.サービスの提供（例）飲食店舗運営、観光等 | 25.その他 |
| 13.補助事業の情報収集 | |

※2 平成 年度の活動評価結果（選択肢）

- | |
|----------------------|
| 1.問題なし |
| 2.問題あり |
| 3.派遣実績が無いため、評価を行いません |

別紙様式第9号（別記1の第2の3、別記2-1の第2の3関係）

特認団体認定申請書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

(注) 必要に応じて都道府県知事等が指示した書類等を添付します。

別紙様式第10号（別記1の第2の4、別記2-1の第2の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印
市区町村長 氏 名 印

平成 年度6次産業化ネットワーク活動交付金における特認団体に係る認定協議について

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の4に基づき、関係書類を添えて協議します。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式第9号「特認団体認定申請書」及び添付書類の写しを添付します。
- 2 支援体制整備事業を実施する場合は下線部を「別記1の第2の4」に基づく協議とし、推進事業のうち事業者タイプを実施する場合は、「別記2-1の第2の4」に基づく協議とします。

平成 年度 6次産業化プランナー登録者について

サポートセンター名	
更新日	平成 年 月 日
登録者数	名

<6次産業化プランナー一覧表>

氏名	専門的知見 ^{※1}																									前年度の 派遣実績 ^{※2}			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		25を選択した場合、 その内容を具体的に記載		

(必要に応じ、行を増やして記入します。)

※1 専門分野（選択肢） ……各6次産業化プランナーが有する専門的知識及び経験に「○」を付けます。（複数選択可）

1.農林水産物の生産技術（例）栽培方法、収穫方法、栽培品種等	14.他事業者とのネットワーク ^④ 連携先開拓等
2.農林水産物の加工技術（例）製造方法、包装方法、設備導入等	15.法令（例）知的財産等
3.新商品企画の情報収集・分析（例）市場・競合分析、ターゲット設定等	16.宗教（例）ハラル等
4.新商品企画（例）商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案	17.輸出
5.新商品の商品設計（例）原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等	18.経営管理
6.新商品の販路開拓（例）販売先、商品の提案方法等	19.資金調達（農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む）
7.広告・宣伝（例）ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等	20.6次産業化事業体の設立 ^④ 会社設立に係る財務、法務、労務、人事等
8.ブランディング（例）付加価値を高める工夫等	21.雇用・人材育成
9.品質管理（例）商品設計における品質管理等	22.申請書類等の作成
10.生産管理（例）工場等の工程管理（品質管理、在庫・物流管理等を含む）	23.農業観光
11.小売（例）販売店舗運営、通信販売運営等	24.農福連携
12.サービスの提供（例）飲食店舗運営、観光等	25.その他
13.補助事業の情報収集	

※2 前年度の派遣実績（選択肢）

1.派遣実績あり（引き続き登録）
2.派遣実績あり（一旦登録を終了し、選定を経て再登録）
3.派遣実績なし（登録実績あり。選定を経て再登録）
4.派遣実績なし（新規登録）

別紙様式第12号(別記1の第4の2の(5)の①)

平成 年度 6次産業化プランナーの派遣実績について

<派遣実績>・・・個別相談会への派遣実績を含む

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月合計	4～9月合計	4～12月合計	4～3月合計
派遣回数(延べ人数) ^{※1}													0	0	0	0
うち認定事業者への派遣回数(延べ人数) ^{※1}													0	0	0	0
派遣先数(事業者数)													※2	※2	※2	※2
うち認定事業者数													※2	※2	※2	※2

<備考>

--

※1 派遣回数(延べ人数):1人の6次産業化プランナーが1事業者に対し、1日(時間は問わない)派遣された場合に1回とカウントします。2人同時に派遣された場合には、2回とカウントします。

※2 四半期ごとの派遣先数(事業者数)の合計:1事業者に対し、複数の月にまたがって6次産業化プランナーが複数回派遣された場合、1事業者とカウントします。

<相談内容別派遣実績^{※3}>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月合計	4～9月合計	4～12月合計	4～3月合計
1.農林水産物の生産技術(例)栽培方法、収穫方法、栽培品種等													0	0	0	0
2.農林水産物の加工技術(例)製造方法、包装方法、設備導入等													0	0	0	0
3.新商品企画の情報収集・分析(例)市場・競合分析、ターゲット設定等													0	0	0	0
4.新商品企画(例)商品コンセプト立案、価格・販路・広告戦略立案													0	0	0	0
5.新商品の商品設計(例)原料選定、レシピ・製法の確立、包装、デザイン等													0	0	0	0
6.新商品の販路開拓(例)販売先、商品の提案方法等													0	0	0	0
7.広告・宣伝(例)ポスター、ホームページ等作成、イベント運営等													0	0	0	0
8.ブランディング(例)付加価値を高める工夫等													0	0	0	0
9.品質管理(例)商品設計における品質管理等													0	0	0	0
10.生産管理(例)工場等の工程管理(品質管理、在庫・物流管理等を含む)													0	0	0	0
11.小売(例)販売店舗運営、通信販売運営等													0	0	0	0
12.サービスの提供(例)飲食店舗運営、観光等													0	0	0	0
13.補助事業の情報収集													0	0	0	0
14.他事業者とのネットワーク(例)連携先開拓等													0	0	0	0
15.法令(例)知的財産等													0	0	0	0
16.宗教(例)ハラール等													0	0	0	0
17.輸出													0	0	0	0
18.経営管理													0	0	0	0
19.資金調達(農林漁業成長産業化ファンドや日本政策金融公庫の融資を含む)													0	0	0	0
20.6次産業化事業体の設立(例)会社設立に係る財務、法務、労務、人事等													0	0	0	0
21.雇用・人材育成													0	0	0	0
22.申請書類等の作成													0	0	0	0
23.農業観光																
24.農福連携																
25.その他													0	0	0	0

<備考>

「25.その他」の内容詳細等について記入。

※3 重複可(1回の派遣において、相談内容が複数含まれていた場合は、複数の相談内容項目にそれぞれ1回とカウントします。)

別紙様式第13号（別記1の第4の4、別記2-1の第4の3及び別記2-2の第3の3関係）

番 号
年 月 日

（都道府県知事）
（市区町村長）
（〇〇農政局長）
〇〇〇〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

6次産業化ネットワーク活動推進交付金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手いたしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

注2：事業実施主体が都道府県の場合、若しくは戦略策定市区町村であり、市区町村計画を都道府県知事を経由せずに地方農政局長等に提出する場合は、本届は地方農政局長等に提出します。

番 号
年 月 日

契約に係る指名停止等に関する申立書

（事業実施主体名 氏名） 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載することとします。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含みます。
- 3 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含みます。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

番 号
年 月 日

都道府県知事
市区町村町
〇〇農政局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

事業収益状況報告書

6 次産業化ネットワーク活動交付金（推進事業のうち事業者タイプ又は地域タイプ）に関する平成〇〇年度の収益の状況について、6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（別記 2 - 1 の第 5 又は別記 2 - 2 の第 4）規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の中心となる農林漁業者・民間事業者等の名称
- 2 会計年度（決算期間） 平成〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
- 3 事業の概要
- 4 事業で取り組んだ新商品名
- 5 事業実施期間 平成〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
- 6 販売実績、費用等

項 目	金 額（円）
(1) 事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定による収益の累計額	
(2) 事業による成果の供与による収益の累計額	
(3) 事業により開発された商品の売上高（販売実績）の累計額	
(4) (3)の売上高を得るために要した費用の累計額（新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用を除く。）	
(5) 新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用の累計額	
(6) 交付金の確定額の累計	
(7) 前年度までの納付額	

（記載注意）

- (1) この報告書は、販売実績等の有無にかかわらず、事業終了年度（複数年度にわたる事業を実施した場合には、最終の事業年度とする。）の翌年度から 3 年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合にあっては、下半期の決算の終了後ごとに）提出します。
- (2) 本事業に係る報告対象年度の以前から販売実績等がある場合には、当該販売実績等を合計して記入します。
- (3) 「新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用」には、本事業による新商品開発及び当該新商品の改良に要した交付対象事業費のほか、これを補完するため自己負担により行われた新商品開発及び当該新商品の改良に要した費用を含みます。
- (4) 「交付金の確定額の累計」には、本事業により交付された交付金の累計額を記入します。
- (5) 貸借対照表及び損益計算書を添付します。また、当該事業収益状況報告を補完する参考資料を添付することが出来るものとしします。

別紙様式第16号（別記3-3の第1の4の（1）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事
市区町村長
〇〇農政局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する交付決定前着工届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

工事等の契約名	機械・施設等名	事業費	工事開始 予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
		円			
		円			
		円			
		円			

(注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

2 交付決定前着工に係る契約が複数からなる場合は、当該契約ごとに上表を整理することとします。

別紙様式第17号（別記3-3の第1の5の（2）、（3）及び（5）関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事
市区町村長
〇〇農政局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

6次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

工事等の契約名		
施工方法	直営施工・請負施工・委託施工・代行施工	
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格（税抜）	円	
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名		
契約価格（税込）	円	
契約年月日	年 月 日	
着工住所		
工事開始年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
工事監理者		
入札結果等の公表方法		
備考	年 月 日付け〇〇第〇〇〇号 交付決定通知	

- (注) 1 「施工方法」欄は、該当するものを○で囲むこととします。
 2 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲むこととします。
 3 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入することとします。ただし、

- 不落札随意契約の場合は、必ず記入することとします。
- 4 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入することとします（途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とします。）。
 - 5 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入することとします。
 - 6 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入することとします。
 - 7 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法を記入してください。
 - 8 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は「 年 月 日 第 号交付決定前着工届」と記入することとします。
 - 9 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理することとします。

別紙様式第 18 号（別記 3 - 3 の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事
市区町村長
〇〇農政局長

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

6 次産業化ネットワーク活動整備交付金に関する竣工届

このことについて、下記のとおり竣工を届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事業費	円
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
竣工検査年月日（又は 予定日）	
引き渡し年月日 （又は予定日）	
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- (注) 1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。
 2 請負人等からの完了届の写しを添付することとします。
 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理することとします。
 なお、竣工年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出することとします。

都道府県知事
市区町村長
〇〇農政局長 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

6次産業化ネットワーク活動整備交付金で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

平成〇〇年度において本事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築の理由

2 増築に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び事業名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格、規模等
- (5) 事業費
ア 交付金
イ その他の負担額
- (6) 取得年月日

3 増築の概要

- (1) 増築
(例) 増築 鉄骨スレート葺 〇〇㎡ 事業費 〇〇〇 千円
増設 〇〇ライン 〇〇箱/日処理 事業費 〇〇〇 千円
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類

(注) 模様替え、移転、更新等の場合は「増築」をそれぞれの用語とする。

費用対効果分析(投資効率)

1 農林水産物等の生産向上に係る効果

事業実施主体名:

(1) 農業生産向上効果

(ア) 作付増加効果

※千円未満の端数処理は四捨五入すること

対象作物	現況作付面積 (ha) ①	計画作付面積 (ha) ②	作付面積増減 (ha) ③=②-①	現況単収 (t/ha) ④	現況生産物単 価(千円/t)⑤	純益率(%) ⑥	年効果額(千円) ⑦=③×④×⑤× ⑥×0.01
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							
⑥							

(イ) 単収増加効果

対象作物	現況単収 (t/ha) ①	計画単収 (t/ha) ②	単収増減 (t/ha) ③=②-①	効果発生面積 (ha) ④	現況生産物単 価(千円/t)⑤	純益率(%) ⑥	年効果額(千円) ⑦=③×④×⑤× ⑥×0.01
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							
⑥							

(ウ) 品質等向上効果

対象作物	効果発生面積 (ha) ①	計画単収 (t/ha) ②	効果発生量(t) ③=①×②	生産物単価(千円/t)			年効果額(千円) ⑦=③×⑥
				現況 ④	計画 ⑤	上昇額 ⑥=⑤-④	
計							
データの根拠							
①							
②							
④							
⑤							

(エ) 畜産関連経営体所得向上効果

事業実施前年間経常所得額(千円) ①	事業実施後年間経常所得額(千円) ②	年効果額(千円) ③=②-①
計		
データの根拠		
①		
②		

(オ) 農畜産物等加工効果

取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) ③=②-①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
	現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計						
データの根拠						
①						
②						
④						
⑤						

(2) 林業等生産向上効果

(ア) 林産物等利用増進効果

林産物名	年平均利用増加見込量 (t) ①	現在の林産物市場価格 (千円/t) ②	現在の採取・搬出・運送 経費(千円/t) ③	年効果額(千円) ④=①×(②-③)
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

注 対象は、施設等の整備前においても間伐等が行われてきたにもかかわらず搬出経費等が割高なために利用されていない区域とします。

- ① 年平均利用増加見込量:近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。
- ② 現在の林産物市場価格:林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

(イ) 林産物等生産増進効果

林産物名	年平均生産増加見込量 (t) ①	現在の林産物市場価格 (千円/t) ②	現在の採取・搬出・運送 経費(千円/t) ③	年効果額(千円) ④=①×(②-③)
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

注 対象は、施設等の整備前には、林産物価格の低迷や搬出経費等が高いこと等により伐採の対象となり得なかった区域のうち、施設等の整備により新たに利用対象となる区域における生産増加見込量とする。その際、過大な見込みとならないように留意します。

- ① 年平均生産増加見込量:近隣の同種施設等の整備に伴う伸び率等から推測します。
- ② 現在の林産物市場価格:林産物の直近3年間の平均市場価格を使用します。

(ウ) 林産物等販売促進効果

林産物名	現在		計画		計画販売経費 (千円) ⑤	年効果額(千円) ⑥=(③-①)× (④-②)-⑤
	林産物販売量 (t) ①	林産物市場価格(千円/t) ②	林産物販売量 (t) ③	林産物市場価格(千円/t) ④		
計						
データの根拠						
①						
②						
③						
④						
⑤						

(3) 漁業生産向上効果

(ア) 生産増加効果

魚種名	現在の生産量 (t) ①	計画の生産量 (t) ②	現在の単価 (千円/t) ③	利益率 (%) ④	年効果額(千円) ⑤=(②-①)×③×④× 0.01
計					
データの根拠					
①					
②					
③					
④					

(イ) 魚価向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t) ①	計画の単価(千円/t) ②	計画の漁獲量(t) ③	年効果額(千円) ④=(②-①)×③
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

(ウ) 品質等向上効果

水産物名	現在の単価(千円/t) ①	計画の単価(千円/t) ②	計画の取扱数量(t/年) ③	年効果額(千円) ④=(②-①)×③
計				
データの根拠				
①				
②				
③				

(4) 経費削減効果

(ア) 労働経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨=④-⑧
		所要時間 (hr/ha) ①	労賃単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	労働経費計(千円) ④=①×②×③	所要時間 (hr/ha) ⑤	労賃単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	労働経費計(千円) ⑧=⑤×⑥×⑦	
計										
データの根拠										
①										
②										
③										
⑤										
⑥										
⑦										

(イ) 機械経費節減効果

作物名	作業名	現況				計画				年効果額 (千円) ⑨=④-⑧
		稼働時間 (hr/ha) ①	稼働単価 (千円/hr) ②	効果発生面積 (ha) ③	機械経費計(千円) ④=①×②×③	稼働時間 (hr/ha) ⑤	稼働単価 (千円/hr) ⑥	効果発生面積 (ha) ⑦	機械経費計(千円) ⑧=⑤×⑥×⑦	
計										
データの根拠										
①										
②										
③										
⑤										
⑥										
⑦										

(ウ) 資材経費節減効果

対象作物	作業名	現況			計画			年効果額(千円) ⑦=③-⑥
		資材単価 (千円/ha) ①	効果発生面積 (ha) ②	資材経費計 (千円) ③=①×②	資材単価 (千円/ha) ④	効果発生面積 (ha) ⑤	資材経費計 (千円) ⑥=④×⑤	
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

(エ) 維持管理費節減効果

施設名	現行 ①		計画 ②		年効果額(千円) ③=①-②
	一般経費		一般経費		
	人件費		人件費		
	固定資産税		固定資産税		
計					
データの根拠					
①					
②					

2 食品等製造の向上に係る効果

(1) 効果の内容

(ア) 製造量向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目名	取扱数量		効果発生量 (t) ③=②-①	品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②			純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

(イ) 品質向上効果

施設区分	効果要因	取扱品目名	規格外等による廃棄量			品目単価 (千円/t) ④	年効果額(千円)	
			現況 (t) ①	整備後 (t) ②	減少量(t) ③=①-②		純益率 (%) ⑤	⑥=③×④×⑤ ×0.01
計								
データの根拠								
①								
②								
④								
⑤								

(ウ) 施設維持管理コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に係る年経費 (千円)①	整備後の施設維持管理に係る年経費(千円)②	年効果額(千円) ③=①-②
計				
データの根拠				
①				
②				

3 雇用創出に係る効果

施設名	雇用人員 (人)	計画賃金(千円/年) ①	当該施設での雇用により 失われる収入(千円/年) ②	年効果額(千円) ③=①-②
計				
データの根拠				
①				
②				

4 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括

(単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
農林水産物等の生産向上に係る効果		
食品製造の向上に係る効果		
雇用創出に係る効果		
計		

(2) 総合耐用年数の算出

(単位:千円)

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
総合耐用年数=④÷⑤		年	
データの根拠			
①			

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とします。

(単位:千円)

名称	廃用損失額
計	
データの根拠	
①	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤=②÷④	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦=(⑤-⑥)÷①		

注1 還元率= $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 n =総合耐用年数

2 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとします。